

### 3 武力の行使の三要件

憲法第9条の下において認められる「武力の行使」については、

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、
  - ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと、
  - ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
- という三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られると解している。

この三要件については、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）で示され、自衛隊法第76条第1項及び第88条並びに武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号に明記されている。（注）

また、この三要件は、我が国が武力の行使を始める要件であるとともに、それを継続する要件でもある。

（参考：旧自衛権発動の三要件）

憲法第9条の下において許容されている自衛権の発動については、政府は、従来から、いわゆる自衛権発動の三要件、すなわち、

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、
- ② この場合にこれを排除するために他の適當な手段がないこと、

③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと  
に該当する場合に限られると解している。

(注) 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）による改正

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）の改正

改正後	改正前
(自衛隊の任務)	(自衛隊の任務)
第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。	第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、 <u>直接侵略及び間接侵略に対し</u> 我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。	2 同左
一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動	一 <u>わが国周辺の地域における</u> 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
二 (略)	二 (略)
3 (略)	3 (略)
(防衛出動)	(防衛出動)
第七十六条 内閣総理大臣は、 <u>次に掲げる</u>	第七十六条 内閣総理大臣は、 <u>わが国に對</u>

事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

二 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2 (略)

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

(新設)

(新設)

2 (略)

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 同左

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）の改正

改正後	改正前
<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</u>	<u>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</u>
（定義）	（定義）
第二条 この法律 <u>（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。	一～三 同左
二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	
三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	
四 <u>存立危機事態 我が国と密接な関係</u>	（新設）

にある他国に対する武力攻撃が発生し、  
これにより我が国の存立が脅かされ、  
国民の生命、自由及び幸福追求の権利  
が根底から覆される明白な危険がある  
事態をいう。

五～八 (略)

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への  
対処に関する基本理念)

第三条 1・2 (略)

3 武力攻撃事態においては、武力攻撃の  
発生に備えるとともに、武力攻撃が発生  
した場合には、これを排除しつつ、その  
速やかな終結を図らなければならない。  
ただし、武力攻撃が発生した場合において  
これを排除するに当たっては、武力の  
行使は、事態に応じ合理的に必要と判断  
される限度においてなされなければならない。

4 存立危機事態においては、存立危機武  
力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結  
を図らなければならない。ただし、存立  
危機武力攻撃を排除するに当たっては、  
武力の行使は、事態に応じ合理的に必要  
と判断される限度においてなされなけれ  
ばならない。

5～7 (略)

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立  
危機事態に至ったときは、武力攻撃事態

四～七 (略)

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への  
対処に関する基本理念)

第三条 1・2 (略)

3 同左

(新設)

4～6 (略)

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至った  
ときは、武力攻撃事態等への対処に関する

等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

二 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二・三 (略)

3~15 (略)

る基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

二 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

(新設)

(新設)

二・三 (略)

3~15 (略)

## ① 旧自衛権発動の三要件

(国会答弁例)

〔衆・外務委 昭29・3・16  
下田外務省条約局長 答弁〕

○下田政府委員 …御承知のように、国際法上自衛権を行使し得るのは、急迫した危害が国家に加えられるということ、そして危害除去に必要な限度でなければ行使し得ないということ、またその危害を除去するために他にとる手段がないということ、この三つの条件が必要でございます。

〔衆・外務委 昭29・3・19  
佐藤法制局長官 答弁〕

○佐藤（達）政府委員 …それからたびたびお話申し上げておりますように、自衛権の限界というものは、これまた厳としてあるわけであります。この自衛権の限界について下田君が三原則を述べました。すなわち他に方法がなくて、そうして急迫不正の危害があつて、それを排除するために必要欠くべからざる最小限度の措置という制約をかぶつておりますから、その方向で自衛隊は動くというふうに御了解願えば、これはけつこうなことであろうと思います。

〔衆・内閣委 昭29・4・6  
佐藤法制局長官 答弁〕

○佐藤（達）政府委員 私どもの考えておるいわゆる自衛行動と申しますか、自衛権の限界というものにつきましては、たびたび述べておりますように、急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということと、しかして必要最小限度それを防禦するために必要な方法をとるという、三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考えておるわけであります。その方の基準から照らし合わせて今のお尋ねの場合を考えてみると、その場合にただちに実力行動がとれるという結論にはなりにくいように考えます。

〔参・外務内閣大蔵連合委 昭29・4・23  
佐藤法制局長官 答弁〕

○佐藤（達）政府委員 …国として独立しておる以上、自衛権というものはもう固有の権利として認められておる、これは申すまでもないことでありまして、国の一権の生存権であります、これはもう天然自然の権利として自衛権があることは当然であると思います。その意味において、敵の急迫な武力の侵害を受けました場合には、決してそのまま八千万の国民がのたれ死をする、撃たれ死をするというべきではなくて、それ相応にそれを防ぐ作用を當むことが独立国としては当然であろう、そういう原理がそれらに伴うわけであります。それに又必要な限度においては、敵の攻めて来たものに対する害敵行動と申しますか、場合によつては必要最小限度において殺人ということもあり得るであろう。これはもう自衛の限界内のことであるならば、普通の国の生存権の維持という限度においては当然許されることである。これが自衛権の実態及

びその発動の場合であろうと思います。…

〔参・内閣委 昭31・5・2  
高辻法制局次長 答弁〕

○政府委員（高辻正巳君） …日本国憲法はむろん仰せの通り前文で先ほどお話がありましたようなことがございますが、そのところで実は重要なことは、われわれの安全と生存を保持するということがまさに根底に、憲法の最も重要視していることであることは間違いないことでございます。それからまたそれは前文にもございますし、それから憲法の13条を見ましても国民の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」というふうな表現もございます。従って9条の解釈といたしまして、むろん国際紛争を武力で解決するようなことをすべきではない、してはならないという平和主義の根本原則というものはここに歴然と表われておるわけであります。しかしそれにもかかわらず、他方から何か現実の侵害があった場合にそれをどうするかということは憲法がこれを否認しておらない、その場合の自衛というものは、これはきわめて厳密に解すべきであって、いわゆる個人の関係にそれを引き直して見れば、まさに正当防衛の見地に立つべき範囲に限定されるべきである、正当防衛をどこまでやってもよろしいというわけではなくて、それには過剰防衛というような論もあります。そういうものはむろん違法であると解されるわけでありますが、国の自衛というのもむろんそのような意味において厳密に解すべきである、そういうような自衛を行う権利、これは憲法9条は別に否認をしておらない…

〔参・予算委 昭44・3・31  
高辻内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（高辻正巳君） …国連憲章にいいますところの個別的自衛権、それと、日本国憲法上認められております、言うところの自衛権というものは、少なくも性格が同じものであろうというふうに考えてよろしいと思います。…しかし、…日本国憲法のもとの自衛権に関しては、特にこの自衛権の三要件というものをきわめて厳格に考えていきたいというようなことを、特に、よけいなことかもしれませんけれども強調したくなるわけでございます。

〔参・内閣委 昭47・5・12  
真田内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府委員（真田秀夫君） 普通に自衛権行使の三原則といわれているものにつきましては、…まず場合といたしましては、わが国に対して外国からの武力攻撃が行われたということでございます。第二番目においては、その武力攻撃を防ぐために他に方法がない、武力をもって反撃するよりほかに方法がないという非常に切迫している場合、それが第二の要件でございます。それから第三番目の要件といたしましては、かくして発動される武力行使は、外国からの武力攻撃を防止する必要最小限度に限ることでございます。

〔参・本会議 昭48・9・23  
田中内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（田中角栄君） ……わが国の自衛権の行使は、いわゆる自衛権発動の三条件、すなわち、わが国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合に、これを排除するために他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをもって行なわれなければならないことは、これまで政府の見解として申し上げてきたところでございます。…

（質問主意書・答弁書）

（昭60・9・27 対森 清・衆）

一について

（一）憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合に限られると解しており、これらの三要件に該当するか否かの判断は、政府が行うことになると考えている。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条の規定に基づく防衛出動は、内閣総理大臣が、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合に命ずるものであり、その要件は、自衛権発動の三要件と同じものではない。

〔編注〕

（二）自衛権発動の要件は、（一）において述べたとおりであり、政府はそれ以外の要件を考えているわけではない。

なお、現実の事態において我が国に対する急迫不正の侵害が発生したか否かは、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等々により判断されるものであり、限られた与件のみ仮設して論ずべきではないと考える。

〔編注〕 自衛隊法第76条に規定する「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」においては、防衛出動は可能であるが、当該武力攻撃が発生するまでは、実際の武力の行使は許されない。

（国会答弁例）

〔衆・国連平和特委 平2・10・25  
工藤内閣法制局長官 答弁〕

○不破委員 今のこととは法制局長官に聞きたいのですよ。今のこととは、商船隊が、そ

ういう偶發的な攻撃じやなしに計画的、組織的な攻撃を受けたときには、日本が自衛権を発動して防衛出動の対象になり得るということが国会の政府答弁だ、今までのね。それについて平和協力隊が、幾らこっちが平和、平和と言っても、組織的、計画的、意図的な攻撃の対象になったときに、自衛権の発動の対象になり得る性質のものかどうか。…

○工藤政府委員 お答えを申し上げます。

憲法第9条の下で許容されている自衛権の行使、発動ということにつきましては、從来からいわゆる自衛権の発動の三要件というふうなことを申し上げております。

三要件と申しますのは、まず第一に「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したこと、これが一つでございます。それから二番目に「これを排除するために他の適當な手段がないこと」、それから三番目に「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」、こういうことでございます。

で、今の御指摘の点は、この三要件に照らして判断すべきことだと思いますが、通常、この三要件に当たるようなことはまずないのでなかろうか、かように考えます。

(質問主意書・答弁書)

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

二の2のイについて

憲法第9条第1項は、「國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定し、さらに、同条第2項は、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と規定している。

しかしながら、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解され、そのための必要最小限度の実力を保持することも禁じてはいないと解される。

我が国がこのような自衛のために行う実力の行使及び保持は、前記のように、一見すると実力の行使及び保持の一切を禁じているように見える憲法第9条の文言の下において例外的に認められるものである以上、当該急迫不正の事態を排除するために必要であるのみならず、そのための最小限度でもなければならないものであると考える。

(国会答弁例)

〔衆・外交防衛委 平26・6・19  
横畠内閣法制局長官答弁 対長妻委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） …我が国における実力組織である自衛隊の行動等

につきましては、自衛隊法にそれぞれ具体的な根拠規定を設けているところでございます。特に、武力の行使につきましては、いわゆる自衛権発動の三要件がまさに要件として基本となっているところであり、自衛隊法におきましてもこれらに対応する規定は存在していると理解しております。

すなわち、第一要件であります、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したことに対応するものとして、同法76条第1項には、「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態」とあり、第二要件である、この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないことに対応するものとして、同法76条第1項には、「我が国を防衛するため必要があると認める場合には、」と、また、同法第88条第1項には、「第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」とあり、第三要件である、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことに対応するものとして、同法第88条2項には、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」とございます。

〔参・予算委 平26・7・15  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○中西健治君 …外交防衛委員会で、私は、これまで政府が示してきた旧三要件が自衛隊法に明記されているかという問い合わせを長官に投げかけました。それに対して、対応する規定は存在していますよと。自衛隊法76条や88条を読み上げていただいたわけでありますけれども、しかし、この三要件、政府の言っている旧三要件の中の他に適当な手段がないという部分は、自衛隊法では「我が国を防衛するため必要があると認める場合」と置き換わっています。そして、必要最小限度の実力行使にとどまるべきという要件に関しては、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」とやはり置き換わっております。なぜ政府の見解である三要件の文言と自衛隊法上の文言がここまで異なっているのでしょうか。

○政府参考人（横畠裕介君） 御指摘のように、自衛隊法の規定の文言とこれまでの自衛権発動の三要件の文言とが異なっております。これは、同法が自衛隊の任務、組織、行動及び権限等を定めるものであることから、憲法上の三要件をその前提とはしておりますけれども、条文上は武力の行使の要件そのものを規定するのではなく、第76条の防衛出動下の要件及び第88条の防衛出動時の自衛隊の権限等の規定の中でその事柄を規定していることによるものと考えております。

## ② 武力の行使の三要件

（閣議決定）

＜国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制について＞

（平26・7・1 閣議決定）

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を探ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(質問主意書・答弁書)

(平26・11・14 対浜田和幸・参)

二について

憲法第9条の下において認められる「武力の行使」については、

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られる…。

(平27・1・9 対岡田克也・衆)

二の1、2及び4から9までについて

…仮に、新三要件に該当し、自衛の措置としての「武力の行使」を行うこととなつた場合であっても、その後新三要件に該当しなくなつた場合には、我が国は「武力の行使」を終了しなければならない。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・5・27  
横畠内閣法制局長官答弁 対長妻委員〕

○横畠政府特別補佐人 法案と新三要件の関係でございますけれども、法案には新三要件が過不足なく書き込まれていると認識しております。

新三要件に関しましては、自衛隊法及び事態対処法の改正に対応する規定がございます。

すなわち、要件が三つございますが、第一要件につきましては、防衛出動について規定する自衛隊法76条第1項において規定がございます。また、事態対処法においても同様の定義規定を設けております。

第二要件につきましては、自衛隊法及び事態対処法に規定がございます。

ちょっと省略しましたけれども、第三要件につきましては、従前の三要件と同様に、防衛出動時の武力行使の権限を規定した自衛隊法第88条第2項において「武力行使に際しては、」「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」と規定されているとおりであることから、これを維持するとともに、今般、事態対処法におきまして、現行の第3条第3項において、武力攻撃が発生した場合について「武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」と規定されていることと並べまして、新たに、同条第4項によって「存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」との基本理念を明らかにしているところでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・6・12 対福島みづほ・参)

一について

…新三要件については、現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号ロにおいて過不足なく規定されている。

(平27・6・19 対鈴木貴子・衆)

一から四までについて

…憲法の解釈が明確でなければならないことは当然である。もっとも、新三要件においては、国際情勢の変化等によって将来実際に何が起こるかを具体的に予測することが一層困難となっている中で、憲法の平和主義や第9条の規範性を損なうことなく、

いかなる事態においても、我が国と国民を守ることができるように備えておくとの要請に応えるという事柄の性質上、ある程度抽象的な表現が用いられることは避けられないところである。

その上で、第一要件においては、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とし、他国に対する武力攻撃が発生したということだけではなく、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかであるということが必要であることを明らかにするとともに、第二要件においては、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと」とし、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする「武力の行使」についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものでないことを明らかにし、第三要件においては、これまで通り、我が国を防衛するための「必要最小限度の実力の行使にとどまるべきこと」としている。

このように、新三要件は、憲法第9条の下で許される「武力の行使」について、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体ではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置に限られることを明らかにしており、憲法の解釈として規範性を有する十分に明確なものである。…

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・19  
横畠内閣法制局長官答弁 対寺田委員〕

○横畠政府特別補佐人 新三要件でお示ししているとおりでございまして、第一要件にあるとおり、つまり前提となる状況、我が国に対する危機が及んでいるという状況で限定しています。次に、第二要件におきまして、我が国の存立と国民を守るためということで目的の限定がございます。さらに、第三要件で必要最小限ということで、これは従前からの我が国に対する武力攻撃が発生した場合における必要最小限度と同じ、そういう絞り込まれた限定のある必要最小限。そういう三つの限定があるということでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8  
横畠内閣法制局長官答弁 対渡辺委員〕

○横畠政府特別補佐人 武力行使の新三要件は、我が国が武力の行使を始める要件であるとともに、それを継続する要件でもあるということでございます。先ほど御指摘のありました石破大臣の答弁〔編注：平15・5・22の参・事態対処特委における答弁 101頁参照〕もその趣旨でございます。

お尋ねの点でございますけれども、何度もお答えしているとおり、今般の集団的自衛権と言われるものは限定的ということでございまして、あくまでも我が国を防衛するためのものでございます。その意味で、他国に加えられた武力攻撃そのものを排除するということを目的とするものではございません。

法律上の根拠でございますけれども、今般改正しようとしています事態対処法、その第2条におきまして存立危機武力攻撃という概念を立てております。それは、単に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除するということではなくて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの、それに限定したもの存立危機武力攻撃と定義いたしまして、それを排除するというのが今回の、自衛隊に許される活動であるということでございます。

〔参・平安特委 平27・7・28  
中谷防衛大臣・安倍内閣総理大臣答弁 対大塚委員〕

○国務大臣（中谷元君） まず、今回、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする存立危機事態における自衛隊の行動もあくまでも我が国を防衛を目的とするものであることですから、現行の武力攻撃事態における自衛隊の行動と同様に、自衛隊の主たる任務として位置付けることが適当と考えております。

このため、自衛隊法第3条第1項を改正をいたしまして、我が国に対する武力攻撃を意味する「直接侵略及び間接侵略に対し」という文言を削除して、自衛隊の主たる任務を端的に「我が国を防衛すること」と規定をすることによりまして、存立危機事態における行動も主たる任務に含まれることを明らかにすることいたしております。…

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今、もう既に大臣が答弁をしておりますが、自衛隊法の第3条第1項を改正して、我が国に対する武力攻撃を意味する「直接侵略及び間接侵略」、これは我が国に対する武力攻撃を意味する表現として使われているわけでありますが、この文言を削除いたしまして、自衛隊の主たる任務を端的に「我が国を防衛すること」と規定することによって、存立危機事態における行動も主たる任務に含まれることを明らかにすることとしているわけでございまして、それ以上のものでもそれ以下のものでもないと、こういうことでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・30  
松永内閣法制局第一部長答弁 対荒井委員〕

○松永政府参考人 …限定された集団的自衛権の行使は、あくまでも我が国を存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。

このことは、新三要件におきまして次のとおりに明らかにしているところでございまして、第一要件におきましては、前提となる状況、すなわち我が国に対する危

機が及んでいるという状況を限定しております。第二要件におきましては、我が国の存立を全うし、国民を守るためという目的を限定いたしております。第三要件におきましては、これまでと同様に、必要最小限度の実力の行使にとどまるべきこととし、実際の実力行使の手段、態様及び程度を限定しているところでございます。

このように、新三要件は、御指摘のような武力の行使の目的に加え、前提となる状況や実力行使の手段、態様及び程度の面からも集団的自衛権の行使を限定しているものでありますて、新三要件を満たす武力の行使については、我が国防衛のための限定したやむを得ない必要最小限度の自衛の措置である、このように御説明をしているところでございます。

## [1] 第一要件

### (イ) 我が国に対する武力攻撃が発生した場合

#### 3-A 「我が国に対する武力攻撃」の意味

「我が国に対する武力攻撃」とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考える。

特定の事例が我が国に対する組織的計画的な武力の行使に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難である。

(注) これまでの旧自衛権発動の三要件を始め、昭和47年の政府見解等においては、第一要件について「我が国に対する急迫不正の侵害」との刑法の正当防衛の要件である「急迫不正の侵害」と同様の表現を用いることもあったが、国家レベルでの「武力の行使」の要件を論ずるには、私人間においても生起する一般的な「急迫不正の侵害」という用語よりも、国際法上確立した概念で、自衛隊法等において用いられている「武力攻撃の発生」という方が適当であると考えられる。

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭29・4・5  
木村保安庁長官 答弁〕

○木村国務大臣 …この周囲海に囲まれておる日本を武力をもって海上封鎖をし、日本の国民の糧道を断ち、あるいは生産物資を断つ、そして日本を危殆に陥らしめるというような手段を講ずるならば、それはまさに外部からの武力攻撃に該当するものと私は考えております。と申すのは、一国が独立国家として、国民の生命財産を保護して行かなければならないことは当然であります。その生命線を奪うような封鎖をする。これは申すまでもなく、直接武器を持って日本へ侵入して来たと同様な効果を現わすのであります。もちろんかような場合には76条の外部からの武力行為に該当するものと私は考えております。

〔参・予算委 昭43・8・10  
佐藤内閣総理大臣・高辻内閣法制局長官 答弁〕

○国務大臣（佐藤栄作君） …ただししかし、アメリカの基地があるからといって、アメリカの基地を攻撃するんだ、こういうことを第三国が言うて現実に攻撃した、こういう場合に、中立国日本はどうなるか。日本の国土を侵害しないで、日本の領海、領空を侵害しないで、日本にある基地を攻撃することができるかどうかという問題だと思います。私は、アメリカの基地とは申しましても、これは日本の領空、領土、領海を侵害しないでそういう攻撃はあり得ないと思います。そういう場合だと、これは日本が攻撃を受けたということになる。…

○政府委員（高辻正巳君） ただいま総理大臣からお答えになりましたとおりでございまして、…この問題は御存じのとおりに、安保条約の改定の際にしばしば論議をされた問題でございます。要するに、基地の攻撃ということがあり得た場合に、やはりその基地の攻撃というものは、わが国に対する攻撃ということなしにはできない。領土、領海、領空に対する侵犯ということなしには行えない。その場合には、…わが国の自衛権の行使として、それに対しては武力で対抗するということが憲法上可能であるし、国際法上も別に違法とされるものではない。これがしばしばお尋ねに対するお答えでございます。

〔衆・決算委 昭48・9・19  
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○吉国政府委員 …某国にあるわが国の国民の生命、身体、財産が危殆に瀕しておる、これが侵害されており、あるいは侵害される危険にさらされたという場合…自衛権の発動が許されるかどうかについて…国際法の問題は別といたしましても、わが憲法上は許されないところであると思います。その外国の領域内にある、その国では外人でございます日本人の生命、身体、財産が侵害されたりあるいは侵害されそうになったという場合に、それは一般的に申しましてわが国に対する武力攻撃というには当たらないと思います。また、他国の領域内にある、その国では外国人である日本人の生命、身体、財産の保護は、当該領域に施政を行っております国の当然の責務として行なわ

れるべきことであろうと思います。したがって、わが国としてはまず外交交渉によってその保護をはかるべきでございまして、これに対して自衛権発動の要件がないわけでございますから、武力行使等の手段によって保護をはかるということは憲法上許されないとところであるということでございます。

〔衆・安保特委 平3・3・13  
小松外務省条約局法規課長 答弁〕

○小松説明員 国際法の観点から外務省から御説明をさせていただきたいと思います。…自国領域内におります外国人を保護するということは所在地国の国際法上の義務でございます。しかし、その所在地国が外国人に対する侵害を排除する意思または能力を持たず、かつ当該外国人の身体、生命に対する重大かつ急迫な侵害があり、ほかに救済の手段がない場合には、当該外国人を保護、救出するためにその本国が必要最小限度の武力を行使することも、国際法上の議論に限って申し上げれば自衛権の行使として認められる場合がございます。しかしその際にも、自国民に対する侵害が所在地国の領土、主権の侵害をも正当化し得るほどの真に重大な場合に限られ、また自国民の保護、救出の目的に沿った必要最小限度の武力行使でなければならない、これが從来申し上げているところでございます。

次に、公海上での自国船への攻撃に対する保護…でございますが、これも国際法上の問題に限ってお答え申し上げますが、公海上における自国の公私の船舶、航空機が攻撃を受けた場合、国際法上の問題としまして、原則として自国は個別的自衛権の行使としてその攻撃を排除し得る立場にある、こういうことでございます。

〔衆・安保特委 平3・3・13  
大森内閣法制局第一部長 答弁〕

○大森（政）政府委員 …外国において日本人の生命、身体または日本政府の機関が危殆に瀕しているという場合に、…特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たすのであろうかということを考えてみると、これも断定的なお答えをすることができない場合ではあろうと思いますが、一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられないのではなかろうか、したがって該当しない限りは自衛隊を外国に派遣するということは憲法上認められないという結論になるということでございます。

〔衆・内閣委 平6・11・10  
村田防衛庁防衛局長 答弁〕

○政府委員（村田直昭君） …外国の領域にある自衛隊が攻撃された場合、それは一般的に言って直ちに我が国に対する武力攻撃が発生した、この武力攻撃というのは組織的、計画的な武力攻撃ということになるわけでございますが、発生したとは見られない。また、自衛隊の保護は当然、御指摘のように当該領域に対して施政権を持つ当該他国が当たるべきでありますて、第二の要件である他に適当な手段がないことに当たるとも言えないということからこういうような状況のもとでは憲法上自衛権の發

動というのは許されないものと考えているわけでございます。

〔衆・事態対処特委 平14・5・8  
福田内閣官房長官 答弁〕

○木島委員 …「我が国に対する外部からの武力攻撃」〔編注〕という概念ですが、これは攻撃する主体は何ですか。国だけですか。それとも、大規模なテロ集団その他、入るんですか。

○福田国務大臣 国又はこれに準ずるものによる組織的、計画的な武力、國に準ずるものという規定になっております。

〔編注〕

○ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

(質問主意書・答弁書)

(平14・7・16 対長妻 昭・衆)

一について

今国会に提出している武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律案（以下「法案」という。）第2条第1号の「我が国」は、日本国を指すという意味において、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条にいう「我が国」と同一のものである。

二について

…法案第2条第1号の「我が国に対する…武力攻撃」とは、基本的には我が國の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいうと考える。

特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断することとなるが、我が國の領土、領海、領空に対するものではない攻撃で、公海上にある我が國の艦船に対するものは、状況によっては、法案第2条第1号の「我が国に対する…武力攻撃」に該当し得ると考えている。

(国会答弁例)

〔衆・事態対処特委 平14・7・24  
福田内閣官房長官 答弁〕

○福田国務大臣 特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかということについては、先ほど申しました個別の状況に応じて判断する、こういうことになるわけでございますが、我が國の在外公館とか、今委員の御指摘の在留邦人が我が國への武力攻撃となるかどうか。理論的には、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございます。しかしながら、一般的に、そういう

うような攻撃が我が国に対する武力攻撃と認定されることは、余り想定はしがたい問題だと思っております。

(質問主意書・答弁書)

(平15・4・22 対長妻 昭・衆)

一及び二について

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（以下「法案」という。）第2条第1号の「我が国に対する…武力攻撃」とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考える。

特定の事例が我が国に対する組織的計画的な武力の行使に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難である。

(国会答弁例)

〔衆・安保委 平15・5・16  
福田内閣官房長官 答弁〕

○福田国務大臣 日本を守るために派遣された公海上にある米艦船、こういう御質問でございますが、この米艦船に対する攻撃が我が国に対する武力攻撃となり得るかどうか。理論的には、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございます。

いずれにしましても、我が国領域外における特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかにつきましては、個別の状況に応じて十分慎重に判断すべきものであると考えております。

(質問主意書・答弁書)

(平16・6・18 対島 聰・衆)

○質問主意書

二 (二) 例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価しうる場合に、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。…

○答弁書

二について

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な

武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第9条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考える。…

(質問主意書・答弁書)

(平27・3・6 対櫻井充・参)

二及び四について

国際連合憲章（昭和31年条約第26号）第51条にいう「武力攻撃」とは、一般に、一国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えられるところ、一般に、国家以外の主体による攻撃であってもこれに該当する場合があると考えているが、いかなる場合がこれに該当するかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難である。…

(国会答弁例)

〔参・予算委 平27・3・23  
横畠内閣法制局長官答弁 対大野委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 問題は、在外邦人に対する攻撃が我が国に対する武力攻撃と言えるかということであろうかと思いますが、我が国に対する武力攻撃とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する組織的、計画的な武力の行使をいうものと考えており、単に在外邦人に対する攻撃があったからといって直ちに我が国に対する武力攻撃が発生したとは言えないと思われます。

いずれにせよ、その特定の事例がこれに該当するかについては個別の状況に応じて判断すべきものであって、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難でございます。

〔衆・平安特委 平27・6・1  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 72年の政府見解は生きております。

急迫不正という言葉でございますけれども、従前の自衛権行使の三要件を御説明する際にも、第一要件につきまして、我が国に対する急迫不正の侵害が発生したこと、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したことというような説明ぶりをしていることもございます。

ここでの急迫不正という言葉は、一般的な正当防衛の要件でありますところの、急迫不正の侵害、これに対処するのが正当防衛であるという、その正当防衛の概念からかりてきた言葉でございまして、国際法上武力行使の要件となりますところの武力攻撃というものの中に、本的に急迫不正の侵害性というものが含まれております。

今回、新三要件を整理するに当たりまして、一般的な正当防衛の概念をかりてきま

した急迫不正という言葉ではなくて、本来の国際法の概念であります武力攻撃の発生という言葉で整理をさせていただいたということでございまして、実質は同じでございます。

○丸山委員 となりますと、集団的自衛権においても、この不正という要件が入っているということなんですか。急迫不正の、特に不正のところが大事だと思うんですけれども、もう一度よろしいですか。

○横畠政府特別補佐人 まさに、武力攻撃という言葉自体は、やはり、国際法に違反する、違法な、不正な、そのような侵害、それを武力攻撃と言っておりまして、それに対する反撃も含む一般的な意味での武力の行使と区別されております。

〔衆・平安特委 平27・6・15  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 従前の自衛権発動の三要件の第一要件におきましては、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したことというのが正しいというか正規の言い方でございまして、まさに、その同じ事態を急迫不正の侵害と呼ぶか、武力攻撃が発生したことと言うかという、そこの違いでございまして、実質を変えるということでは全くございません。

○初鹿委員 武力攻撃が発生したことだけが急迫不正の侵害なんでしょうか。例えば、武力攻撃せずに尖閣諸島などにどこかほかの国が上陸したことは、急迫不正の侵害に当たらないんでしょうか。

○横畠政府特別補佐人 外国の武力攻撃と申し上げているとおりであります、まさに国家レベルのといいますか、国家の意思、国準でもいいんですけども、そういうものの意思に基づいて、組織的、計画的なまさに武力の行使に及ぶ、そういう侵害をするということを武力攻撃と呼んでおりまして、まさにそういうものに限定されているという意味でございます。

〔衆・平安特委 平27・6・15  
横畠内閣法制局長官答弁 対緒方委員〕

○横畠政府特別補佐人 個別的自衛権の前提となります我が国に対する武力攻撃が発生した場合、それは言わずもがな、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合であるということで、これまでもそのところは書いていなかったわけでございます。

今回は、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使ということでございますので、単に国際法上の要件となっています自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことだけでは大変広過ぎるということでございまして、昭和47年見解の基本論理に適合する範囲に限定するというために、このたびの新三要件におきましては、他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合という形に限定したものでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・3  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 昭和47年の政府見解及び、旧自衛権発動の三要件においては我が国に対する急迫不正の侵害と言っております。

これは、刑法の正当防衛の要件でございます「急迫不正の侵害」と同様の表現を用いてきたものでございますが、国家レベルでの武力の行使の要件を論ずるには、私人間においても生起する、一般的な急迫不正の侵害という用語よりも、国際法上確立した概念で、自衛隊法などにおいても用いられております「武力攻撃が発生」という方が適当であると考えられるため、今般、武力攻撃の発生という用語に統一したものでございますし、その実質を変えるものではございません。

…昭和47年の政府見解においては、まさに、どういう事態に対処するかという観点で、憲法第9条のもとで例外的に我が国が武力の行使をすることができる、その状況、事態そのものを書いているわけでございます。

今回の新三要件は、どのような事態において武力の行使をすることができるのかという、その要件として書いているものでございまして、その要件として同じことを書きますと、このような書き方になるということでございます。

○枝野委員 …横畠さんは、「急迫、不正の事態」は、武力攻撃を受けたこととイコールだと言っています。そうですね。確認しましょう、イコールだと。

○横畠政府特別補佐人 まさに、武力攻撃というのは、外国の軍事力を用いた不正な侵害行為という、かつ、組織的、計画的なものであるということで、まさに不正なものでございます。

○枝野委員 それで、「急迫、不正」と書いてあるんですから、これは武力攻撃が急迫でなければいけないんですよね。そうですね。47年見解の「急迫、不正」も、武力攻撃が急迫性を持っている。そうですよね。

○横畠政府特別補佐人 それは、侵害の起り方として、もちろん急迫のものを、急迫不正の侵害という意味を含んで武力攻撃の発生と言っていると理解しております。

### 3-B 「我が国に対する武力攻撃」の発生時点

第一要件にいう「我が国に対する武力攻撃が発生した」時点とは、我が国に対する武力攻撃のおそれがあるだけでは足りないが、攻撃による現実の被害の発生まで要するものでもなく、「武力攻撃が始まった時（相手方が武力攻撃に着手した時）」という意味である。

現実の事態として、どの時点で武力攻撃が発生したとみるべきかは、その時の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるのであって、抽象的に、又は限られた与件のみ仮設して論ずるわけにはいかない。

## ① 一般的な考え方に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭45・3・18  
愛知外務大臣 答弁〕

○愛知国務大臣 御質問は、国連憲章第51条及び日米安保条約第5条の「武力攻撃が発生した場合」及び「武力攻撃」の意味についての統一解釈を左の事例で示してもらいたいということでございました。

一、「ニイタカヤマノボレ」の無電が発せられた時点、すなわち攻撃の意思をもって日本艦隊がハワイ群島に向か返転した時点。二、攻撃隊が母艦を発進し、いまだ公海、公海上にある時点。三、来襲機が領域に入った時点。

お答え申し上げます。

安保条約第5条は、国連憲章第51条のワク内において発動するものであります、国連憲章においても、自衛権は武力攻撃が発生した場合にのみ発動しうるものであり、そのおそれや脅威がある場合には発動することはできず、したがって、いわゆる予防戦争などが排除せられていることは、従来より政府の一貫して説明しているところであります。しこうして、安保条約第5条の意義は、わが国に対する武力攻撃に対しては、わが国自身の自衛措置のみならず、米国の強大な軍事力による抵抗によって対処せられるものなることをあらかじめ明らかにし、もってわが国に対する侵略の発生を未然に防止する抑止機能にあります。さらに、現実の事態において、どの時点で武力攻撃が発生したかは、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等々によるのであります、抽象的に、または限られた与件のみ仮設して論すべきものではございません。したがって、政府としては、御質問に述べられた三つの場合について、武力攻撃発生、したがって自衛権発動の時点を論ずることは、適當とは考えない次第でございます。

〔衆・予算委 昭45・3・18  
高辻内閣法制局長官 答弁〕

○高辻政府委員 …要するに武力攻撃が発生したときということありますから、まず武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではない。そういう場合に攻撃することを通常先制攻撃というと思いますが、まずそういう場合ではない。次にまた武力攻撃による現実の侵害があつてから後ではない。武力攻撃が始まったときである。…始まったときがいつであるかというのは、諸般の事情による認定の問題になるわけです。…政府はその点の認定を軽々しくやらないという態度でいるわけです。…武力攻撃が発生したときに、これは着手が入るんだ。…準備が入らぬというのは、これはあたりまえのこととして、準備の場合にはまだ着手とはいえませんから、準備の段階ではまだいかぬということを申し上げたわけあります。

〔参・内閣委 昭53・10・17  
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（真田秀夫君） … [編注：平成27年法律第76号による改正前の自衛隊法] 76条は防衛出動の発令の時期でございまして、それはわが国に対して外部から武力攻撃があった場合及びそのおそれのある場合、その場合には防衛出動の発令ができるというふうな制度になっております。しかし、その防衛出動の発令がありましても現実に武力攻撃がまだない、おそれのある段階であるという、そういう段階において日本がいわゆるその具体的な自衛権の行使をすることはこれは憲法上許されない。…

〔参・外交防衛委 平26・6・19  
横畠内閣法制局長官答弁 対井上委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 政府は繰り返し、武力攻撃が発生した時点について、我が国に対する武力攻撃のおそれがあるだけでは足りないが、攻撃による現実の被害の発生までは要するものではなく、武力攻撃が始まつたとき、すなわち相手方が武力攻撃に着手したときという意味であるという説明をしております。

〔衆・平安特委 平27・6・29  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 武力攻撃の着手の認定の問題だと思いますけれども、どの時点で武力攻撃の着手があったと認定することができるのかということについては従前からもお答えしております、そのときの国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであります、抽象的に、または限られた与件のみ仮定して論ずることはできない、あらかじめ定型的、類型的にどのような行為がこれに当たるかということまではお答えすることは難しいということをお答えしているところでございます。

○長妻委員 今、相手方の明示された意図というのをおっしゃいましたが、とすると、これは我が国の国内状況は同じなんですよ、こういう事態になっている。ということは、相手国、攻撃している国が、明示された意図、日本は傷つけるつもりはないよ、アメリカだけを傷つけるんだよ、そういうような意図がアメリカだけに向けられている場合は、我が国に対する着手、武力攻撃着手ではない。そういう、意図で、意思で分けるということなんですか。

○横畠政府特別補佐人 従前から明示された意図という形で御説明させていただいておりますのは、従前の、いわゆる宣戦布告というような手続が昔あった戦争法、その若干名残のような要素もあると思いますが、まさに明示された意図があれば、それは我が国に対する武力攻撃の発生と認定することは当然できるであろう。

ただし、その意図が明示されていないからといってそのような認定ができないわけではない、まさに具体的な行為、行動によって認定するということもあり得るということだろうと思います。

(質問主意書・答弁書)

(平27・7・27 対長妻昭・衆)

三の1から5まで、8及び9について

…政府として、これまで一貫して、どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり、個別具体的な状況に即して判断する必要があることから、一概にお答えすることは困難である旨お答えしているところであります、お尋ねの「国際情勢」、「相手方の明示された意図」、「攻撃の手段」及び「攻撃の態様等」のそれぞれについて、どのような内容が含まれるか、あらかじめ確定的にお答えすることは困難である。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・29  
中谷防衛大臣答弁 対和田委員〕

○国務大臣（中谷元君） 従来から、武力攻撃が発生した時点は武力攻撃が始まった時点、すなわち相手が武力攻撃に着手をした時点でありまして、武力攻撃による現実の被害を待たなければならぬものではないと解されており、これは旧三要件でも新三要件でも変わりません。いずれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず個別的、集団的自衛権行使することは、憲法上も国際法上も認められません。

## ② 弾道ミサイルによる我が国に対する武力攻撃の発生に関する答弁

- ※ 誘導弾等の発射基地に対する攻撃については、3-F③a (115頁) 参照
- ※ 我が国有事の場合の弾道ミサイル対処については、3-G③ (134頁) 参照
- ※ 自衛隊法第82条の3に基づく弾道ミサイル等への対処については、7-H (334頁) 参照

(国会答弁例)

〔参・予算委 平12・3・13  
依田防衛政務次官 答弁〕

○木俣佳丈君 …要は我が国有事、個別的自衛権の話をされておるわけでございます。つまり、ミサイルが設置され、核弾頭が配備され、そして燃料が注入され、傾斜角が合って弾道計算ができます。そのどの時点で我が国有事とそれを判断するんですか。

○政務次官（依田智治君） 突然の質問でございますが、通常、専守防衛の我が国としてやはり相手側から攻撃があった場合にそれを防ぐというのが我が国の考え方でございます。

ただ、完全に撃って、もう撃たれて被害が生じてからでないとダメかというと、や

はり準備行動があつて明らかに攻撃の着手があつたという時点で対応できるというよう考へております。

○木俣佳丈君 このどの時点か、もう一度、政務次官。

○政務次官（依田智治君） これは一般論でございますが、やはりどの時点で着手があつたと、攻撃の着手があつたと認定するかの問題だと思います。だから、そのところは、もう我が国に向かって飛んできたというのが着手だということでは防ぎ切れないという場合があるかもしれません。だから、そのところは、やっぱり既に燃料も装てんして、周囲の情勢からして明らかな攻撃の段階に入るというものが認定できるような状態においては私は自衛権の発動ができる、こういうように従来も考へておるところでございます。

〔衆・事態対処特委 平14・5・16  
安倍内閣官房副長官 答弁〕

○安倍内閣官房副長官 …ミサイル誘導弾が、これは武力攻撃をしているという認定をいつするかということにつきましては、それはミサイル発射に向けて、ミサイル発射に着手をした段階だというように我々は考へております。

〔衆・事態対処特委 平14・5・20  
福田内閣官房長官 答弁〕

○福田国務大臣 …着手をしたときに、相手の、何で着手をしたのかというその理由があるわけですね。それは、相手が日本を攻撃するぞという明示があるということであれば非常にわかりやすいということは言えますね。そういうことであれば、これから攻撃するといって、攻撃のためのミサイルに燃料を注入するとかその他の準備を始めるとかいうことであれば、それは着手というように考へていいのではないかと思います。日本に対する武力攻撃への着手という意味であります。

〔衆・予算委 平15・1・24  
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○秋山政府特別補佐人 …弾道ミサイルの問題でございますが、これが我が国に対する武力攻撃の発生と認められないのにこれを迎え撃つということは、憲法9条との関係で問題が生ずると思います。

ただ、まだ確定しているわけではないけれども、我が国に対する、我が国を目標として飛来してくる蓋然性が非常に高いというふうに判断される場合には、これが自衛権の対象として認められることもあり得ると考へております。蓋然性の問題であろうと考へます。

○秋山政府特別補佐人 迎撃ができるかどうかについて、技術的な問題がいろいろあろうということは私も承知しておりますけれども、ただ、我が国に対して飛来する蓋然性がかなり高いと判断される場合にこれを迎撃できないということは、やはり憲法の要請するところではないと考へております。

〔衆・予算委 平15・2・13  
石破防衛庁長官 答弁〕

○藤島委員 …先般、防衛庁長官はテボトンの件で、我が国を攻撃する意思が明確であり、油を注ぎ出した、その際には、我が国も、自衛権の行使の端緒として相手側に武力行使があった、こういうふうに判断してもいいんじゃないか、こういう発言がございました…。

○石破国務大臣 …要は、被害を受けてからでは遅い、しかし、おそれではだめだ。自衛権行使としての武力行使の三要件の中で、では、どこをもって実行の着手と見るかということであろう。…

要するに、これから日本に向けて撃つぞ、そのためにミサイル燃料を注入し始めたぞということになれば、それは一つの要素たり得るのではないか。しかし、そのことをもって定型的に、では、そういうってミサイル燃料を注入し始めたら、それをもってすべて着手かといえば、そういうわけでもない。

いろいろなことを総合的に考えていかなければいけないけれども、…おそれがある段階で自衛権の行使はできない、しかし、被害を受けてからでは遅い、…着手というものをどの時点に求めるかというときに、これからやるぞといって燃料を注入する、それは一つの要素たり得るのではないか、総合的に判断する一つの要素たり得るのではないか、そういう意味で申し上げたのであります。

〔衆・イラク支援特委 平15・7・16  
石破防衛庁長官 答弁〕

○石破国務大臣 …弾道ミサイルの発射後において、この武力攻撃が我が国に対するものであることがいまだ確定していない段階の対処についても、我が国を標的として飛来してくる蓋然性について相当の根拠があるという場合には、自衛権発動によってこれを迎撃することも許されるという答弁をいたしております。

大陸間弾道弾というものを考えてみたときに、…それが我が国上空を通過するということは余りないのだろうと思っております。…我が国を通過する際に…我が国に飛来する蓋然性がないという場合には、先ほど申し上げました政府のお答えの逆のお話になるだろうと思っております。

### ③ 来援米艦への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手に当たる場合に関する答弁

※ 存立危機事態における我が国に対するミサイル攻撃等に対処する米艦の事例については、3-D③a (76頁) 参照

※ 共同対処米艦の防護については、3-G① (129頁) 参照

(国会答弁例)

〔衆・安保委 平15・5・16〕

〔秋山内閣法制局長官 答弁〕

○秋山政府特別補佐人 …我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては、先ほど申しましたような、我が国に対する武力攻撃の端緒といいますか、着手といいますか、そういう状況として判断され得るのではないかということを申し上げているわけでございます。

〔参・イラク事態特委 平16・6・10〕  
〔秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） これは具体的な状況により判断されるべきものと思いますけれども、お尋ねのような、我が国に来援のために向かっている米軍が公海上で攻撃を受けたという場合に、我が国としてどのような対応ができるかという問題は、そのような攻撃が自衛権発動の要件のうち、我が国に対する武力攻撃の発生に該当するかどうかということで決まるわけでございます。

それで、理論的にはこれが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございまして、個別の事実関係において十分慎重に判断すべきものであります。仮に当該攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると判断されるということも法理としては排除されないというのが政府の考え方でございます。

この場合には、我が国として自衛権を発動して武力を行使し、我が国を防衛するための行為の一環として当該米艦の防衛をすることもあり得る、法理的にはあり得るものと考えます。

○政府特別補佐人（秋山收君） 予測事態と認定されているか否かを問わず、我が国来援のために向かっている米軍の艦船が公海上で攻撃を受けた場合、これが我が国に対する武力攻撃の発生であると認定される場合には、法理として自衛権の発動をすることは排除されないということを申し上げているわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・29〕  
〔横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 来援米艦に対する攻撃の発生が我が国に対する武力攻撃の発生と認定できるかというような議論はこれまでもあるわけですけれども、そもそもどういう状況なのかということなんだろうと思います。

つまり、当該加害国と我が国との間で、まさに緊張状態というかそういう状態のときに米艦が来援した、そういう状況で第一撃がたまたま米艦に向けられたものであるということであるならば、我が国に対する武力攻撃の発生と認定することに近いだろう。そうでなくて、そもそもその紛争の原因者は我が国ではないということであるならば、それはまた、そこまでの認定をすることは難しいということであろうかと思います。

いずれにせよ、具体的な事実関係、状況、発生した場合の状況によって個別に判断していくということをせざるを得ないことだろうと思います。

（同旨） 平27・7・1 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁（対岩屋委員）

平27・7・8 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁（対北側委員）

〔参・平安特委 平27・8・4  
安倍内閣総理大臣答弁 対山本委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 個別の自衛権の行使の前提となる我が国に対する武力攻撃とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいうものであって、これはこれまで政府が一貫して述べてきた考え方であります。

したがって、公海上にある米国の艦艇に対する武力攻撃は、基本的には我が国に対する武力攻撃の発生と認定できるものではありません。実際上も米国の艦艇への攻撃を我が国への武力攻撃の着手と認定することは難しいと考えられるわけでありまして、このため、政府としては、新三要件に該当すると判断する場合には、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として極めて限定的な集団的自衛権の行使を行うことができるようになりますが、こう考えたわけでございますが、秋山長官が答弁をしたのは、これは純粋に法理上、言わばここでの議論の世界の中だけの、法理上はあり得る、つまり、たまたま自衛艦の真ん前に米艦がいて、相手国は日本を攻撃をすると明確に意図をしていて、その撃った弾がたまたま米艦に当たってしまうという、これは事实上、まず実際はそんなことは起こり得ないわけでございます。…

〔参・外交防衛委 平28・3・31  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○小野次郎君 …2003年の秋山法制局長官の答弁、有名なというか、あえて繰り返しませんが、安保法制が、今回新しい法制が施行になりましたけれども、現時点においてもこの答弁というのは一定の範囲で有効な見解として維持されていると考えていいのか、お伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘の平成15年5月16日の衆議院安全保障委員会における答弁〔編注：51頁参照〕及び平成16年6月10日の参議院イラク特における答弁〔編注：52頁参照〕、いずれも当時の秋山内閣法制局長官の答弁がございますが、我が国に対する武力攻撃の発生の認定につきまして述べたものであり、法理といたしまして、米艦に対する攻撃であっても我が国に対する武力攻撃の着手と認められる場合があり得る旨をお答えしております、今日においてもその考え方には変わりはございません。

○小野次郎君 ということは、この答弁の趣旨によれば、いわゆる領域外にある米艦に対する攻撃も一定の場合には我が国に対する侵害が開始されたと見て個別の自衛権によって反撃することができると理解でよろしいのか、お伺いします。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに状況次第ということでございますが、状況によってはそのような場合もあり得るということでございます。

○小野次郎君 そこで教えていただきたいんですけど、この武器等防護、ちょっとグレーゾーンは別にして、有事を前提にした場合なんですかけれども、領域外における米艦攻撃というのが我が国の集団的自衛権行使の対象として評価される場合と個別の自

衛権の対象となり得るという場合とでは、要件というか状況が、どこが違った場合にその集団的自衛権の対象として事実として捉えて、ある場合には個別的自衛権の対象となるのか、どこで違いがあるのかマルクマールを教えていただきたいと思うんですけど。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 先ほどお答えいたしました秋山長官の答弁でございますけれども、現在も同旨でございますけれども、いずれもいわゆる来援米艦と呼ばれるものを前提としたものでございます。すなわち、武力攻撃を行う外国から見た場合において我が国こそが第一の敵であると、そういう状況を前提といたしまして、我が国に対する武力攻撃の第一撃がたまたま来援した米艦であったと、そういう場合もあり得るという議論であると理解しております。この場合におきましては、その後に防衛出動、現行法で申し上げますれば自衛隊法第76条第1項第1号でございますけれども、防衛出動の下令のための手続が取られると、その後に取られるということになると考えられます。

これに対しまして、新三要件の下改正されました自衛隊法の下での米艦防護と申しておりますのは、…武力攻撃を行う国から見て我が国が第一の敵ではない、対立の状況あるいは地理的な状況等々あるわけでございますけれども、我が国は第二、第三の敵であるというような場合も視野に入れているということでございまして、外国による我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した、とはいえ我が国に対する武力攻撃の発生とまでは認められないということもあるであろうと。しかしながら、そのままでは弾道ミサイル攻撃等、我が国にも戦火、この場合は火の方の戦火で結構でございますけれども、我が国にも戦火が及ぶ明白な危険があるという具体的な状況にあるならば、我が国としても防衛出動、この場合は改正された自衛隊法の76条第1項第2号でございますけれども、防衛出動を下令いたしまして、その上で自衛隊が我が国に対する弾道ミサイル攻撃等に備えて展開して活動を行っている米艦等を守るために武力の行使もできるようになるというところが異なるということでございます。

(口) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

3-C 「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」の意味

(1) 第一要件にいう「我が国と密接な関係にある他国」とは、一般に、外部からの武力攻撃に対し共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する他国をいうものと考えられる。

いかなる国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定される性質のものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断されるものである。また、同盟関係にあることは必ずしも必要ではないと考えられる。

(2) 「武力攻撃」の意味については、我が国に対する武力攻撃の場合と同様である。

※ 国際法の遵守と集団的自衛権行使の国際法上の要件等については、5-A (236頁) 参照

※ 「我が国に対する武力攻撃」の意味については、3-A (38頁) 参照

## ① 我が国と密接な関係にある他国に関する答弁

(国会答弁例)

〔参・予算委 平26・7・15  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○西田実仁君 …第一要件にあります我が国と密接な関係にある他国についてお聞きしたいと思います。

この我が国と密接な関係にある他国というのはどのような国なのか。先ほど質問もございましたが、私が特に着目をしておりますのは、この後に続く要件ですね。つまり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりという言葉でつないでいって、我が国の国民の権利が根底から覆される。その他国というのは、そこの他国に対する攻撃が、すなわち、これによって我が国の国民の権利が根底から覆されるような、そういう他国でなければこの要件は満たしていないということになるんだろうと思います。

そこで、長官にお聞きしますけれども、この第一要件にあります我が国と密接な関係にある他国というのは、やはり後に続く要件との関係から当然制約を受けるものであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（横畠裕介君） この我が国と密接な関係にある他国とは、一般に、外部からの武力攻撃に対し共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する他国をいうものと考えております。

一般に、集団的自衛権、一般的な意味でのいわゆる集団的自衛権の行使の要件として、自国と密接な関係がある他国に対する攻撃を自国に対する攻撃とみなして武力で対処することができるという言い方がされる場合がございますけれども、そのような考え方ではなく、この新三要件におきましては、それに加えて、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がそれによって生じているという、その危険の存在を要件としたものと理解しております。

○西田実仁君 この我が国と密接な関係にある他国というのは、一般に、外部からの武力攻撃に対して共通の危険として対処しようという共通の関心を持っている、そういう国であるというふうに思うわけでありますけれども、この後の要件からいたしますと、この他国に対する攻撃により我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆されるような他国。その他国に対する攻撃がそうなる、そういう他国でありますので、やはりここは、現に日本を防衛する活動をしている、他国ではありますけれども、現に活動をしている他の国。つまり、現に活動もしていない、どこか日本と全然関係ないところで、どんなにふだん密接な関係があっても、日本を現に防衛しようとしている、活動をしている、そういう他の国。そういうふうに厳密に言えばなるんじゃないでしょうか。

○政府参考人（横畠裕介君） ちょっと誤解を受けたかもしれません、ここに、新三要件の第一要件であります我が国と密接な関係にある他国といいますのは、先ほど

お答えしたとおりのものでございます。その要件自体と、その後に出てきます、その他国に対する武力攻撃によって我が国に危険が生ずる、生じているということとは別の事柄で、この要件上いずれも満たす必要があるという意味で別の事柄であろうと考えております。

(質問主意書・答弁書)

(平27・1・9 対岡田克也・衆)

一の8から10までについて

新三要件の第一要件にいう「我が国と密接な関係にある他国」については、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えている。いかなる国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定される性質のものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・1  
安倍内閣総理大臣答弁 対今井委員〕

○安倍内閣総理大臣 新三要件の第一要件にあります我が国と密接な関係にある他国とは、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものであります。

従来から申し上げているとおり、具体的にどのような国が我が国と密接な関係にある他国に当たるかについては、あらかじめ特定されているものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断されるものであります。

もちろん、日米同盟の存在及びこれに基づく米軍の活動は、我が国の平和と安全を維持する上で死活的に重要であるわけであります、同盟関係があるわけでありますから。同盟国である米国は、基本的にはこれに当たるであろうと考えています。

実際、これまで政府が示してきたいずれの事例でも、米国をその具体例として示していただいておりますが、しかし、他方、米国以外の外国がこれに該当するかどうかということにつきましては、まさに、私は、政府としては、相当限定されるというふうに、米国以外の該当する国については相当限定される、このように思いますが、個別具体的な状況に即して判断していくことになります。

○安倍内閣総理大臣 …そこで、まさに共同で対処していく可能性のある国として、そもそも米国は、日米同盟の中で、第5条で、我が国が侵略されたときには共同対処するということが既に明確になっておりますから、米国を例としては挙げさせていただいております。

米国以外の例としては、先ほども申し上げましたように、相当限定されるというこ

としか申し上げられないわけでありまして、それはあとは個別の状況等に即して、何といつても、最初の、我が国と密接に関係のある他国に対する攻撃があれば、それがすなわち我が国の存立を脅かすわけでありますから、これは当然、相当限定されて考えなければならない、このように思っております。

〔衆・平安特委 平27・6・15  
岸田外務大臣 答弁〕

○岸田国務大臣 先ほど答弁させていただきましたように、北朝鮮以外の国につきましては、日米同盟の現状等を考える際に、米国は密接な関係にある他国に入る可能性は高いと御説明をさせていただきました。それ以外につきましては、極めて限定的ではありますが、個別具体的に判断していくことになると考えております。

○初鹿委員 国交があるかないかというのは判断材料になり得るんでしょうか。

○岸田国務大臣 國際法上、自衛権を行使するのは国でありますので、密接な関係にある国というのは国家であります。その国家につきましては、従来、未承認国あるいは分裂国、こういった国も入るという説明をしていたと承知をしております。その範囲内で密接な関係にある他国を考えていくことになると考えます。

○初鹿委員 未承認国や分裂国も入る。

では、具体的に聞きますが、台湾は入るということですか。

○岸田国務大臣 密接な関係にある他国につきましては、今申し上げましたように、自衛権を行使するのは国でありますので、国家が該当し、そして未承認国あるいは分裂国家も入る、このように説明をしております。

そして、その上で、台湾について御質問をいただきました。台湾につきましては、我が国として説明する際に慎重を要するということ、これは外交についてお考えを持つ委員であるならば十分御案内のことかと思います。

我が国は、サンフランシスコ平和条約第2条によって、台湾に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄していますので、台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にない、このように我が国としましては説明をさせていただいております。

台湾につきましては、以上でございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・7・17 対水野賢一・参)

一及び二について

現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項第2号及び改正法案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第4号に規定する「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」とは、一般に、我が国と密接な関係

にある他国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えており、一般に、国家以外の主体による攻撃であってもこれに該当する場合があると考えている…

ここにいう「我が国と密接な関係にある他国」については、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えており、我が国が外交関係を有していない国も含まれ得る…

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・29  
安部内閣総理大臣答弁 対水野委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） さきの委員会でお答えをしたのは、私が北朝鮮以外は含まれると言ったのではございません。これは、北朝鮮が我が国と密接な関係になることは全く考えられないと答弁したわけでありまして、北朝鮮以外があるというふうに答えたわけではないわけでありまして、質問に対してそうお答えをしたところでございますが、我が国と密接な関係にある他国について、米国以外の外国がこれに該当する可能性は相当限定されるということでございます。これは一貫して申し上げているとおりでございまして、それ以上においては、まさにその段階で総合的に判断をしなければならないと、このように考えております。

〔衆・平安特委 平27・7・30  
安倍内閣総理大臣答弁 対前川委員〕

○安倍内閣総理大臣 これは、定めている、この三要件に書き込んでいる密接な関係にある他国ということは、国際法上における言わば集団的自衛権の行使の表現として用いられている中において書いたわけでございますが、しかし同時に、我々は、この三要件、またあるいは憲法の9条の制約がある中で三要件書き込んでいるわけでありますが、この密接な関係ということについての政府の解釈として先ほど大臣が答弁した解釈をしていると、こういうことでございます。

(国会提出資料)

<「密接な関係にある他国」の判断基準について>

(参・平安特委理事会提出 平27・8・28)

(外務省)

1. 「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示しした「武力の行使」の三要件の「第一要件」にいう「我が国と密接な関係にある他国」については、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えている。いかなる国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定される性質のものではなく、武力攻撃が発生した段階において個別具体的な状況に即して判断されるもの

であり、一概にお答えすることは困難である。

2. その上で、我が国の平和と安全を維持する上で、日米同盟の存在及びそれに基づく米軍の活動は、死活的に重要であり、同盟国である米国は、基本的に、これに当たるであろうと考えている。他方、米国以外の外国が、これに該当する可能性は、現実には、相当限定されると考えられるが、いずれにせよ、個別具体的な状況に即して、判断されることになる。

## ② 他国に対する武力攻撃に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・29〕  
〔横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 他国に対する武力攻撃の発生というものが我が国として直ちにその認定ができるかというのはなかなか難しくて、恐らくは、実際にその武力攻撃が行われる、戦闘が行われると言った方がいいのかもしれませんけれども、そこまでいかないとなかなか、我が国が他国に対する武力攻撃の発生を認定するということは、实际上難しいのではないかと思います。

○長島（昭）委員 つまり、我が国に対する攻撃の発生というのは着手をもって足りる、しかし、他国に対する攻撃は発生するまで我が方は何もできないということなんですか。もう一度お答えください。

○横畠政府特別補佐人 前提として、論理的な問題としましては、他国に対する武力攻撃の発生というのも当該他国に対する武力攻撃の着手であるという、そのところは前提として共通でございます。

### 3-D 「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」の意味（存立危機事態）

第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままで、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解される。

なお、「明白な危険」とは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるものであるということである。

いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなるものであり、いかなる事態がこれに該当するかについて、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難である。

（注）「存立危機事態」を定義した規定

- 自衛隊法（昭和29年法律165号）  
(防衛出動)

第76条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

- 一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態
  - 二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態
- 2 (略)

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）  
(定義)

第2条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第4号及び第8号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

五～八 (略)

## ① 存立危機事態とその判断に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14  
横畠内閣法制局長官答弁 対北側委員〕

○横畠政府参考人 先ほどもお答えしたとおり、新三要件は、昭和47年の政府見解における基本論理を維持し、その考え方を前提としたものであり、御指摘の「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という部分は、昭和47年の政府見解の「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に対応するものでございます。

これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和47年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、明白な危険というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるというものであることと解されます。

〔衆・予算委 平26・7・14  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○海江田委員 …先ほど横畠内閣法制局長官が北側委員の質問に対して大変重要な発言をいたしました。これは、つまり、他国に対する武力攻撃が発生をした場合でも、我が国が攻撃を受けたと同様の深刻な犠牲が出たときに、まさにそこでこの集団的自衛権が発動されるんだという答弁がありました。

まず、これを総理はお認めになるのかどうなのか、その点をお尋ねします。

○安倍内閣総理大臣 あくまでも、基本的に、この三要件に適して我々は考える、新

三要件に適して考えるわけであります。その中において、我々は、武力の行使を行うかどうかということを行うわけでありますが、その中におきまして、いかなる事態が、まず、昭和47年の政府見解に言う、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に該当するかは、現実に発生した事態の個別的、具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断する必要があります。

このため、一概にお答えすることは困難ではありますが、あえて申し上げれば、我が国近隣で武力攻撃が発生し、その規模や態様、攻撃国の言動などから、武力攻撃を早急にとめなければ我が国にも武力攻撃が行われかねない状況が想定される例が一例であります。いずれにしても、個別具体的に判断する必要があります。

このような判断に当たっては、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することになるということであります。

〔参・予算委 平26・7・15  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○政府参考人（横畠裕介君） 新三要件の第一要件にございます、我が国の存立が脅かされと、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとは表裏一体の関係にあり、ここに言う我が国の存立が脅かされということについて、その実質を、国民に着目して、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるということであるということを記述しているものと理解しております。すなわち、両者一体で一つの事柄を表しているということでございます。

○西田実仁君 そうしますと、今の御説明にありますように、例えば我が国の存立が脅かされる明白な危険があるときに新三要件の第一要件が満たされる、つまり選択要件としては見ないということでおろしいんでしょうか。

○政府参考人（横畠裕介君） そもそも、その根底から覆るという言葉 자체、相当抽象的でございます。すなわち、やはり個々の国民が犠牲になる、被害を受けるということではございませんで、やはり当初から我が国の存立が脅かされるということと言わば裏腹のその状況を表しているものでございまして、いずれかを満たせばいいという意味での選択要件ではございませんし、また加重要件ということでもございません。

○西田実仁君 つまり、単に我が国の存立が脅かされというのみではその裾野が大変に広いと。ですから、そういうおそれがありますので、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるという実質、まあ裏打ちというんでしようか、それをしたものに限られるということを明らかにしたという理解でおろしいか、長官にお聞きします。

○政府参考人（横畠裕介君） ここに言う我が国の存立が脅かされということの実質が、すなわち、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険

があるということであるということを言い表しているものでございます。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、身近な例で申し上げますと、例えばですが、「貧困に陥り、1日1ドル以下で生活する人々」というのと同様の構文であると理解しており、表裏一体であり、全部で一定の事柄を表しているということであろうかと思います。

〔参・予算委 平26・7・15  
安倍内閣総理大臣答弁 対西田委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この明白な危険とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合に、いかなる事態が、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に該当するかは、現実に発生した事態の個別的状況に即して政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することになりますが、そのような判断に当たっては、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮をしまして、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから新三要件を満たすか否かを判断することになります。

いずれにいたしましても、個別具体的な状況に即して判断されるものであります、政府としては、明白な危険とは、その危険が明白であること、すなわち単なる主観的な判断や推測などではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるものであるということであると考えております。…

我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわちその状況の下、武力を用いて対処をしなければ、国民に対して我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものであると考えているわけでありまして、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にいかなる事態がこのような場合に該当するかは、現実に発生した事態の個別的な状況に即して政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することになります。

〔参・予算委 平26・7・15  
安倍内閣総理大臣答弁 対福山委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） …新三要件にあります、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に対して我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるときということをいうものであると、こう考えているわけであります。

〔参・予算委 平26・7・15  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○大塚耕平君（民主） …武力攻撃事態法第2条、ここには明白な危険という言葉も出てくるんですね。…しかし、武力攻撃事態法、同じその第2条の中には、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態というものがあるんですよ。だから、今回新要件として決められた、この新たに付加された部分、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃は、これは武力攻撃事態法における武力攻撃と同じでいいんですねというふうにお伺いしているんです。つまり、武力攻撃事態、第2条の第2号と一緒にいいですねということをお伺いしているんです。…

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この武力攻撃事態の第2条における武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、言わば切迫事態と、このように呼んでおりますが、とは、その時点における国際情勢や相手国の明示された意図、軍事的行動などから判断して、我が国への武力、これは我が国への武力攻撃でありますから、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が差し迫っていることが客観的に認められる事態であります。

一方、これ、言わば武力攻撃事態というのは我が国事態でありますから、今閣議決定をして今議論をしておりますのはそうではないわけありますが…一方、今回の閣議決定における我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があると、ここで使われている明白な危険であります、…他国に対する武力攻撃が発生した場合においては、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に対して我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが客観的に明らかである場合であります。

このように、我が国に対して武力攻撃事態が発生する前の事態を想定したものである武力攻撃事態法に言ういわゆる切迫事態と、他国に対する武力攻撃の発生を前提とする新三要件に言う明白な危険がある場合とは、その前提を異にしているというのは御理解をいただけたんではないかと思います。…

〔参・外交防衛委 平26・10・16  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○小西洋之君 …日米同盟の揺らぎやあるいはオイルショックのような事態、これは例示です、そういう事態があって、その事態の下の事実関係において国民の生命等が根底から覆る、つまり国民の生命が危険にさらされる、そうした場合でないとこの新三要件に合致しない、武力行使はできないという解釈でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） この三要件の第一要件に言います「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」と申しますのは、個々の国民のことを考えているのではなくて、まさにその前半にあります「我が国の存立が脅かされ、」ということとセットのことございまして、言わばそれの表裏一体のことを申し述べているものと理解しております。

その意味で、個々の国民の生命が危機にさらされているというよりも、まさにそのような、そのまま放置すればという言葉が適當かどうかはあれですけれども、そこで

対処しなければ取り返しの付かないことになる。つまり、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆るようなことになってしまふと、そういう危険があるという状況を表しているものでございます。

○小西洋之君 …新三要件の要件ですね、日米同盟の信頼関係、その揺らぎ、あるいは我が国が石油ショックのような経済危機等に見舞われる、そういう事態が起きるだけではこの新三要件を満たさない。今おっしゃったように、もう既に答弁されていますけれども、我が国の存立が脅かされるのと国民の生命等が根底から覆される、これは表裏一体であると。

先ほど確認させていただきました、生命等が根底から覆る、つまり、国民に生命の危機が発生するような状況でなければ我が国は武力行使はできない。つまり、日米同盟が揺らいでいるだけでは駄目。日米同盟が揺らいでいる事態があつて、その下で国民の生命等が危機に直面している、そういう事態でなければ武力行使はできない、そういう要件だという理解でよろしいですか。

それでないんだったら、基本的論理からはみ出でていますよ。47年の基本的論理は、国民の生命、身体、その危険から国民を守るためじゃないですか。イエスかノーかで答えてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに我が国に対する武力攻撃が発生した場合と同様な深刻、重大な被害が想定されるということでございまして、この三要件の当てはめについて私の方から具体的にお答えすることは適當ではないと思いますけれども、単に日米同盟が揺らぐおそれがあるということが直ちにこれに当たるとは考えられません。

また、経済的な影響についてのお尋ねもあったと思いますけれども、これにつきましては、従前、若干古い例でございますけれども、我が国に対する武力攻撃の発生、それについての政府の見解を述べたことがございまして、武力をもって海上封鎖をし、国民の糧道を断ち、あるいは生産物資を断つ、そうして我が国を危殆に陥らしめるという手段を講ずるならば、それも我が国に対する武力攻撃と認められるのではないかというような国会答弁もございます。

（質問主意書・答弁書）

（平27・1・9 対岡田克也・衆）

一の1から7までについて

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」  
(平成26年7月1日閣議決定。以下「本閣議決定」という。) でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）の第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうもの

と解される。いかなる事態がこれに該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

〔参・外交防衛委 平27・5・12  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○小野次郎君 …国民生活や国家経済に与える打撃、損失の規模からいえば、必ずしもいわゆる伝統的な意味で言われている武力の行使という手段だけじゃないんだろうと思うんですね、我が国に対して打撃や損失を与えるやり方というのは。しかし、正当な自衛権行使として我々が武力による反撃が認められるというのは、やはりどこまでも相手国による武力行使など有形力の行使に対する場合に限られるのではないかでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 有形力の行使ということで何をイメージされているかでございますけれども、その前提として、武力の行使というのには、もちろんミサイルを撃ち込んだり、あるいは武装した兵士が侵攻してくるといったようなものがまさに典型でございますけれども、いわゆる兵糧攻めといいますか、武力を用いて言わば海上封鎖をするとか、そういう形で物資の流通を途絶させるというようなことも、その場合には武力は行使していますが、一発も弾を撃たなくてもそれは武力の行使は発生しているという認定されることはございます。

今回の我が国として武力の行使が許されますのはあくまでもこの新三要件を満たす場合でございまして、その場合は、前提といたしまして、ある国による武力攻撃の発生ということがあくまでも前提でございます。それは我が国に対するものである場合もありますし、それが他国に対するものである場合には、それは密接な関係にある他国でなければいけないことと併せて、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるというその要件を満たす場合に限るということでございます。

○小野次郎君 いや、長官、ちょっと勘違いされているのは、私は自衛権について聞いているんであって、別に集団的自衛権の話を聞いているんじやありませんよ、今日は。自衛権行使が正当だと認められるためには、力によって我が国に対して打撃を与える、損失を与えるという行為が必要なんじゃないですかと聞いているんですから、後段の方は全く関係のない話をずっとされたんで、ちょっと私もそこだけは訂正させてください。

申し上げたいのは、例えば拳銃を持っている、拳銃を抜くというのは十分にもう武器の使用になるわけですね。それは武力の行使も同じなんで、今おっしゃったみたいに、本当に軍艦を並べて港から出れなくする状態にして兵糧攻めというのは、兵糧攻めが目的なんじゃなくて、船によって制圧しているわけですからね、もう既に軍事的に。だから、それはやっぱり武力の行使なんだろうと思いますよ。

ですけど、例えば銀行の送金ができなくなりましたというのがだから武力の行使に

なるのかということですよ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 例えは、禁輸措置等によって国民生活や国民経済に重大な打撃があるということで我が国として武力の行使ができるようになるわけではございません。あくまでも武力攻撃の発生ということが要件でございます。

〔衆・平安特委 平27・5・28  
中谷防衛大臣答弁 対後藤委員〕

○中谷国務大臣 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生をしたということが、まず前提になります。

例えは、石油などのエネルギー源の供給が滞る、これによって、単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足、電力の不足によるライフラインの途絶が起こるなど、国民生活に死活的な影響、すなわち、国民の生死にかかわるような深刻、重大な影響が生じるか否かを総合的に評価をいたしまして、存立事態に該当するかを判断するものでございます。

…今お話をいたしましたが、国民の生死にかかわるような深刻、重大な影響ということで、必ずしも死者が出るということを必要とするものではございません。

…どういう状況かというと、そのままで国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な、非常に深刻な、重大な被害が及ぶということが明らかな状況です。

いろいろと個々の事態に応じて、具体的な状況というものは変わると思うんですね。それぞれの事態の状況に応じて、まず、攻撃国の意思、能力、そして事態の発生した場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮いたしまして、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることになる犠牲の深刻性、重大性などから、客観的かつ合理的に判断をすることになるわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・15  
横畠内閣法制局長官答弁 対緒方委員〕

○横畠政府特別補佐人 個別的自衛権の前提となります我が国に対する武力攻撃が発生した場合、それは言わずもがな、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合であるということで、これまでそことのところは書いていなかったわけでございます。

今回は、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使ということでございますので、単に国際法上の要件となっています自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことというだけでは大変広過ぎるということでございまして、昭和47年見解の基本論理に適合する範囲に限定するというために、このたびの新三要件におきましては、他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合という形に限定したものでございます。

(国会提出資料)

＜「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性」について＞

(参・平安特委理事会提出 平27・6・15)

(内閣官房)

- 存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」である。

これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況をいう。

- いかなる事態がこれに該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難である。

その上で、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、様様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなる。

- このうち、「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性」は、存立危機事態と判断するために必要な要素である。

- また、「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性」とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生を前提として、これにより、その影響や被害が我が国に及ぶ蓋然性を意味しているが、我が国が爆撃の対象となるような場合に限られるものではない。

〔衆・平安特委 平27・6・15  
横畠内閣法制局長官答弁 対緒方委員〕

- 横畠政府特別補佐人 個別的自衛権の前提となります我が国に対する武力攻撃が発生した場合、それは言わずもがな、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合であるということで、これまでもそのところは書いていなかったわけでございます。

今回は、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使ということでございますので、単に国際法上の要件となっています自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことというだけでは大変広過ぎるということでございまして、昭和47年見解の基本論理に適合する範囲に限定するというために、このたびの新三要件におきましては、他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合という形に限定したものでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・6・16 対小西洋之・参)

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示しした「武力の行使」の三要件の第一要件にいう「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とは、憲法第13条において国政上最大の尊重を必要とされている「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底から覆される明白な危険があることを意味するものである。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・7・3  
横畠内閣法制局長官答弁 対枝野委員〕

○横畠政府特別補佐人 昭和47年の政府見解の②のところにおきます、その「根底からくつがえされるという」というところは、先ほど申し上げたとおりで、「という」という、そのまま放置すればそうなってしまうという意味が込められているわけでございます。

そして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合については自衛のための武力の行使ができるというのがこれまでの考え方でございまして、それは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合には、改めて判断、認定、考慮するまでもなく、まさに「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという」ことになるんだ、そういうことで、それは今は明示的には記述していないわけでございます。

御指摘のように、今般、「密接な関係にある他国に対する武力攻撃」の発生というものを契機として、因果関係があるわけですけれども、まさにそれによって我が国「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」というようなことになる、単によくなるではなくて、「明白な危険がある」というような、そういう場合もあり得るんだということで、今回、要件としては、単に他国に対する武力攻撃の発生ではなくて、まさに要件として、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明白な危険ということを明記して、要件として書き加えるということによって、その結果、昭和47年政府見解の②の部分の事態とまさに符合するということになっているわけでございます。

(国会提出資料)

〈存立危機事態と日米同盟の関係について〉

(衆・平安特委理事会提出 平27・7・9)

(内閣官房・外務省)

○ 「存立危機事態」に該当するかどうかの判断は、あくまでも「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃が発生したことを前提とした上で、「これにより

我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に該当するか否かによることとなる。

- したがって、日米同盟に深刻な影響があるということが、直ちに「存立危機事態」に当たるというものではない。…

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・7・29  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○吉田委員 …まず、経済的な影響のみで存立危機事態を設定できるのか。二点目は、現在米国がサイバー攻撃に対して有形力による対応、すなわち、米軍がサイバー攻撃の拠点をたたくことを戦略としておりますが、仮にサイバー攻撃を受けた米国から要請があれば、集団的自衛権の行使として存立危機事態を認定して自衛隊を出すことがあり得るのか、お聞きします。

○横畠政府特別補佐人 まず、経済的影響のみというお尋ねの点、若干特定されていませんので、一般論としてお答えさせていただきます。

存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態であり、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいっているものと解しております。まさに外国の武力攻撃という、武力、軍事力を用いた急迫不正な侵害行為によって国民が犠牲になるという極限的な場合を表しているものでございます。

この要件に該当するかについては、実際に生起した具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなるわけでございますが、いわゆるホルムズ海峡において武力攻撃に当たる機雷の敷設によってこれが封鎖された場合を考えますと、それは単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起き、これにより国民生活に死活的な影響、すなわち国民の生死に関わるような深刻、重大な影響が生じる可能性もあるわけでございまして、この点を総合的に評価して、状況によっては存立危機事態に該当する場合もあると考えられます。単なる経済的影響のみで存立危機事態を認定するということではないと考えております。

もう一つ、米国へのサイバー攻撃のお尋ねがございました。

一般論として申し上げれば、いわゆるサイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われるということは考えられるわけでございますが、それが他国に対して行われる場合において、そのサイバー攻撃と存立危機事態との関係についてはなかなか一概には申し

上げられない、個別の状況に応じて判断すべきものであるというふうに考えております。

## ② 存立危機事態と武力攻撃事態等との関係に関する答弁

(質問主意書・答弁書)

(平27・7・3 対福島みずほ・参)

十について

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）は、生じている状況について、我が国に対する武力攻撃がどの程度差し迫っているかという観点から評価するものであり、この場合、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態は、その定義において相互に排他的であることから、ある状況が同時に両者に該当することはない。

一方、存立危機事態は、生じている状況が、他国に対する武力攻撃を契機としており、それによって我が国に対する武力攻撃と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶかという観点から評価するものである。すなわち、武力攻撃事態等と存立危機事態とは、それぞれ異なる観点から状況を評価するものであり、相互に排他的ではなく、他国に武力攻撃が発生した状況について、それぞれの観点から評価した結果、いずれの事態にも同時に該当することがあり得る。…

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・8  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○北側委員 …最後に、存立危機事態と武力攻撃事態等との関係、これについて改めて防衛大臣に答弁していただきたいんですが、これは別の概念だということですね。武力攻撃事態等の中には切迫事態、予測事態も含まれるんですが、そういう武力攻撃事態等と存立危機事態との関係というのは、これは概念上は違う概念ではありますが、重なり合うことがほとんどだというふうに私は理解しています。まあ、例外的に重ならない場合があるかもしれません。私はそのように理解しているんですが、まず、長官、こここのところの認識を御答弁いただきたいと思います。

○横畠政府特別補佐人 先ほど憲法第13条について御指摘がございましたけれども、まさにそのとおりでございまして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、あるいは、発生に向けての時間的な経過、緊迫性によって幾つかに分かれておりますけれども、武力攻撃事態等と言われるもの、それと、他国に対する武力攻撃なのではありますけれども、我が国に対する影響の深刻性、重大性からやはり憲法第13条に照らして対処の必要があるだろうということで観念される存立危機事態というのは、まさにその根っこにおいて、我が国の存立及び国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆す、そのような事態に適切に対処するというのが国家の、国の責務である、そういう根本において共通するものでございますので、相当部分、大部分と言つてもい

いかもしませんけれども、重なり合うようなことが想定されると思います。

〔参・平安特委 平27・7・28  
中谷防衛大臣 答弁〕

○佐藤正久君 …次に、存立危機事態と武力攻撃事態等。

武力攻撃事態等は、日本に対する武力攻撃の切迫の度合いから、予測事態あるいは切迫事態、武力攻撃の発生と区分されますが、密接な関係にある国が攻撃される存立危機事態とはやっぱり評価観点が違います。一方、国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという根本においては共通する概念であります。

よって、日本を取り巻く安全保障環境を考えれば、存立危機事態と重要影響事態、これは重なる場合が多い。要は、両方に該当する場合が多いというふうに今まで説明されておりますが、この考え方で間違いないでしょうか。防衛大臣、お願いします。

○國務大臣（中谷元君） 武力攻撃事態でございますが、この武力攻撃事態におきましては、存立危機事態とそれぞれ異なる観点から評価される概念であるために、ある状況においてそれぞれの観点から評価をした結果におきまして、存立危機事態と武力攻撃事態等のいずれの事態にも該当するということがあり得るわけでございます。

この現実の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多いと考えられます。一方、存立危機事態に認定されるような場合が同時に我が国に対する武力攻撃が予測あるいは切迫しているとは認められないこともあります。…

〔参・平安特委 平27・7・29  
安倍内閣総理大臣答弁 対西田委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 現実の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多い、…そう考えられますが、存立危機事態に認定されるような場合が同時に我が国に対する武力攻撃が予測あるいは切迫しているとは認められないこともあり得るわけであります。…

〔参・平安特委 平27・8・4  
安倍内閣総理大臣答弁 対小野委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、もちろん重なる場合が多いということをお話を申し上げているわけでありますが、我が国事態になれば、当然これは国民保護法制の対象となります。

しかし、先ほど申し上げましたように、公海上において米艦を俺は守るという行為等においては、これは、国民保護法制も掛けて、国民保護法制を掛けるということは、国民に様々な義務も負っていただくことにもなるわけでありますし、権利においても、様々な場合に国民の権利も縛ることになるわけであります。この存立事態においてはそこまで我々は求める必要はないであろうと、こう考えたわけでございます。

もちろん、我が国事態に至れば、これは先ほど申し上げましたように、国民保護法

制が適用されるのは当然のことあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、存立危機事態というのはあくまでも我が国と密接にある他国に対する武力攻撃が発生した後の三要件が当てはまる中においての武力行使でありますから、我々はその必要性はないと、こう判断しているわけでございます。

〔参・平安特委 平27・8・26  
中谷防衛大臣答弁 対小野委員〕

○国務大臣（中谷元君） この国民保護法といいますと、我が国への直接攻撃、また物理的な被害からいかにして国民やその生活を守るかという視点に立ちまして、そのために必要となる警報の発令や住民の避難、また救援等の措置を定めたものであります。現実の安全保障環境を踏まえますと、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多いと考えられます。このような場合には、武力攻撃事態等を併せて認定をいたしまして、現行の国民保護法に基づく措置を実施することによって国民の生命の保護に万全を期すことができるということでございます。

他方で、ホルムズ海峡で機雷が敷設されるような事例のように、存立危機事態であって武力攻撃事態等には該当しないと想定される場合、すなわち我が国への直接攻撃や物理的な被害がいまだ発生をしていない場合まで国民や地方自治体に義務を負わせる国民保護法を適用する必要はないと考えているからでございます。

〔参・平安特委 平27・9・14  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○山口那津男君 そうだとすると、これまでの武力攻撃事態等と存立危機事態が私はほとんど同じなのではないか、ほとんど重なるのではないかと思うのでありますが、長官、いかがお考えですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第9条の下で我が国として武力の行使ができると考えるその法的な理由、根拠は、先ほど申し上げたとおり、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるような、そのような急迫不正の事態に対処するやむを得ない必要最小限度の措置として許されるということでございまして、武力攻撃事態であれ新たな存立危機事態であれ、その根本にある理由、根拠は同じものでございます。

したがいまして、いわゆるホルムズ海峡の事例のように、他国に対する武力攻撃それ自体によって国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことになるという例外的な場合が考えられるということは否定できませんが、実際に起こり得る事態というものを考えますと、存立危機事態に該当するのにかかわらず武力攻撃事態等に該当しないということはまずないのではないかと考えられると思います。

### ③ 事例に関する答弁

#### a 我が国に対するミサイル攻撃等に対処する米艦の事例

※ 来援米艦への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手に当たる場合については、3

—B③（51頁）参照

※ 共同対処米艦の防護については、3—G①（129頁）参照

（国会答弁例）

〔衆・本会議 平27・5・26  
安倍内閣総理大臣答弁 対稻田議員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） …存立危機事態とはどのような事態なのかについてお尋ねがありました。

存立危機事態の典型例や具体例をあらかじめ包括的に示すことはできませんが、その上で、存立危機事態に該当し得る例を挙げるとするならば、次のようなものが考えられます。

例えば、我が国近隣において、我が国と密接な関係にある他国、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある。このような場合が考えられます。…

〔衆・平安特委 平27・6・26  
安倍内閣総理大臣答弁 対岡田委員〕

○安倍内閣総理大臣 今、岡田委員が指摘されたように、重要影響事態と存立事態。重要影響事態については、後方支援をするわけであります、武力行使はしない。存立危機事態については、まさに我が国の生存そして国民を守るために武力行使をする。これは大きな違いがあるわけであります。

この重要影響事態と存立危機事態の両者は、異なる法律上の概念として、それぞれの法律に定める要件に基づいて該当するか否かを個別に判断するものであります。我が国にどれくらいの戦禍が及ぶ可能性があるのか、そして国民がこうむることとなる被害はどの程度なのかといった尺度は共通するわけでありますが、存立危機事態は概念上は重要影響事態に包含されるものであります。したがって、事態の推移により重要影響事態が存立危機事態の要件をも満たし、存立危機事態が認定されることもあり得るということは、今までの委員会でも何回か答弁をしてきたとおりでございます。

どのような状況がこのような場合に当たるかは一概に申し上げることは困難であります、その一例をあえて申し上げるといたしますと、我が国の近隣で武力紛争が差し迫っている状況で、米軍も事態の拡大を抑制し、その收拾を図るために活動をしている、我が国も重要影響事態法のもとで対応措置を行っていたが、状況がさらに悪化し、我が国と密接な関係にある他国、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。

さらに、その時点ではまだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。

当該他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守りこれに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある。

このような場合であれば、いわば重要影響事態からさらには存立危機事態に認定されていくということになるわけであります。

〔衆・平安特委 平27・6・29  
横島内閣法制局長官 答弁〕

○横島政府特別補佐人 パネルでお示しのフローで見ますと、まず、日本を守っている米艦船への攻撃というものが、お示しの急迫不正の事態に当たるのかどうかというところに飛んでいるようでございまして、その後に個別的自衛権か集団的自衛権かということで分かれている、そのような図とお見受けします。

実際の判断はどのようなことかといいますと、まず、日本を守っている米艦船への攻撃というものが事実として発生したとします。まず判断するのは、それが我が国に対する武力攻撃の着手なのか、そう認定できるのかという判断がまずあると思います。そこで認定できるなら、それは個別的自衛権の発動が許されるということになります。

我が国に対する武力攻撃の着手とまでは認められないというときに、これは存立危機事態の認定ができるのかということになります、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したと認められるか、加えて、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという明白な危険があるのかという、新三要件でお示しした要件に適合するのかという判断をした上で、それに適合するならば集団的自衛権の発動は許される、そういう流れになっていると思いまして、まずこの急迫不正の事態ありきということではないと理解しております。

○長妻委員 ですから、何も説明されていないんですね。

それを前提として質問していて、我が国に対する武力攻撃の着手なのか、我が国に対する武力攻撃の着手ではない米国に対する武力攻撃なのか、二つあるわけですね。ですから、それを、分かれる、分ける基準というのは一体どういうものなのか。いずれにしても、二つ、両方について、我が国の国内の状況としては、権利が根底から覆される事態になっているわけですから。

ですから、着手と、着手でないものを、同じ米艦船に対する武力攻撃、これを分ける基準、これは何なんですか。

○横畠政府特別補佐人 武力攻撃の着手の認定の問題だと思いますけれども、どの時点で武力攻撃の着手があったと認定することができるのかということについては従前からもお答えしております、そのときの国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものでありまして、抽象的に、または限られた与件のみ仮定して論ずることはできない、あらかじめ定型的、類型的にどのような行為がこれに当たるかということまではお答えすることは難しいということをお答えしているところでございます。

○長妻委員 今、相手方の明示された意図というのをおっしゃいましたが、とすると、これは我が国の国内状況は同じなんですよ、こういう事態になっている。ということは、相手国、攻撃している国が、明示された意図、日本は傷つけるつもりはないよ、アメリカだけを傷つけるんだよ、そういうような意図がアメリカだけに向けられている場合は、我が国に対する着手、武力攻撃着手ではない。そういう、意図で、意思で分けるということなんですか。

○横畠政府特別補佐人 従前から明示された意図という形で御説明させていただいているのは、従前の、いわゆる宣戦布告というような手続が昔あった戦争法、その若干名残のような要素もあると思いますが、まさに明示された意図があれば、それは我が国に対する武力攻撃の発生と認定することは当然できるであろう。

ただし、その意図が明示されていないからといってそのような認定ができないわけではない、まさに具体的な行為、行動によって認定するということもあり得るということだろうと思います。

○長妻委員 そうすると、これは法制局長官、一体どういうところでこれが分かれるのかということなんですが、今、明示された意図ということをおっしゃいました。

そうすると、いろいろな総合的な要件はあるものの、我が国に対してなのか、我が国に対してはなくて主に米国に対してなのか、その明示された意図がどの国に向けられているかということによって分かれしていく、それが大きい要素だということでよろしいんですか。

○横畠政府特別補佐人 来援米艦に対する攻撃の発生が我が国に対する武力攻撃の発生と認定できるかというような議論はこれまでもあるわけですけれども【編注：平15・5・16 衆・安保委における秋山内閣法制局長官答弁及び平16・6・10参・イラク事態特委における秋山内閣法制局長官答弁 51頁及び52頁参照】、そもそもどういう状況なのかということなんだろうと思います。

つまり、当該加害国と我が国との間で、まさに緊張状態というかそういう状態のときに米艦が来援した、そういう状況で第一撃がたまたま米艦に向けられたものであるということであるならば、我が国に対する武力攻撃の発生と認定することに近いだろう。そうでなくて、そもそもその紛争の原因者は我が国ではないということであるならば、それはまた、そこまでの認定をすることは難しいということもあるかと思います。

いずれにせよ、具体的な事実関係、状況、発生した場合の状況によって個別に判断していくということをせざるを得ないことだろうと思います。

(同旨) 平27・7・1 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁(対岩屋委員)  
平27・7・8 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁(対北側委員)

(国会提出資料)

〈存立危機事態における防衛出動等について〉

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・21)  
(内閣官房)

1 いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難であるが、よりわかりやすく説明を行うとの観点から、存立危機事態に当たり得る具体的なケースの一つとして、米国の艦艇が武力攻撃を受ける事例を挙げて説明している。すなわち、

- 例えば、我が国近隣において、「我が国と密接な関係にある他国」、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。
  - その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。
  - 他国の弾道ミサイル攻撃から、我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を未然にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある。
- このような状況は、存立危機事態に当たり得るものである。…

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・9・9  
中谷防衛大臣 答弁〕

○国務大臣(中谷元君) 三要件でありますので、これは総合的に判断するということであります。この弾道ミサイル警戒に当たっている米国の艦船の防護の事例について言えば、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しの付かない甚大な被害を被ることになるのは明らかな危険があると判断された段階で事態認定を行うものでございます。

ある状況が存立危機事態と認定をされているという前提に立ちましたら、御指摘のE2Dを始め関連のものも、この事態の拡大の防止、また早期収拾のために活動している米国の航空機などの防護の措置を実施することが可能になるわけでございまして、既に存立危機事態と認定されているという前提に立つならば、米艦に対する攻撃は存立危機武力攻撃に含まれると考えられます。また、この場合は、防護の対象とな

る艦艇はイージス艦のみに限られるわけではないということでございます。…

○大野元裕君 もう一度丁寧に御説明をさせていただきます。

成立要件として、存立危機事態の、これまで我々が聞いていたのは、イージス艦に關しては弾道ミサイルを防衛するイージス艦でした。それは、大臣がこれシステムの話されましたけれども、だとすると、直接弾道ミサイルに対処している船以外についてもほかにも事例があるということで、それはお認めいただけますね。

○国務大臣（中谷元君） あくまでも必要最小限でございまして、我が国のミサイルからの防衛をする上において必要性があるかどうかということで、可能性はありますけれども、関係なければそれに該当をいたさないということでございます。

弾道ミサイルの例ということは分かりやすい例として挙げたものであります、新三要件を満たして、我が国が武力の行使を行えるような、このような場合は限られない。

いずれにしても、際限なく広がるということはございません。我が国のミサイルからの防御に必要なものに対して防護をするということでございます。

○大野元裕君 溝みません、もう一度明確に、分からないので、聞きます。

直接弾道ミサイル対処をしていないイージス艦以外についてもこれは広がった、ほかにもケースがあるということでいいですねと、もうこれだけなんです、聞いているのは。是非答えてください。

○国務大臣（中谷元君） 我が国の明白な危険を排除するものに該当するかどうか、すなわち、新三要件の中でも必要最小限度というのがございます。我が国に対するミサイル攻撃等に対する明白な危険があるかどうかによりまして存立認定をするわけでございまして、それに必要なものに限られるということでございます。…

○国務大臣（中谷元君） これは、新三要件に該当しなければ防衛できません。その認定において、ミサイル防衛システムに入っていれば守られますし、入っていなければ守られないということでございます。

〔参・外交防衛委 平28・3・31  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○小野次郎君 …2003年の秋山法制局長官の答弁、有名なというか、あえて繰り返しませんが、安保法制が、今回新しい法制が施行になりましたけれども、現時点においてもこの答弁というのは一定の範囲で有効な見解として維持されていると考えていいのか、お伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘の平成15年5月16日の衆議院安全保障委員会における答弁〔編注：51頁参照〕及び平成16年6月10日の参議院イラク特における答弁〔編注：52頁参照〕、いずれも当時の秋山内閣法制局長官の答弁がございますが、我が国に対する武力攻撃の発生の認定につきまして述べたものであり、法理といたしまして、米艦に対する攻撃であっても我が国に対する武力攻撃の着手と認められる場合があり得る旨をお答えしております、今日においてもその考え方へ変

わりはございません。

○小野次郎君 ということは、この答弁の趣旨によれば、いわゆる領域外にある米艦に対する攻撃も一定の場合には我が国に対する侵害が開始されたと見て個別的自衛権によって反撃することがあり得るという理解でよろしいのか、お伺いします。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさに状況次第ということでございますが、状況によってはそのような場合もあり得るということでございます。

○小野次郎君 そこで教えていただきたいんですけど、この武器等防護、ちょっとグレーゾーンは別にして、有事を前提にした場合なんですけれども、領域外における米艦攻撃というのが我が国の集団的自衛権行使の対象として評価される場合と個別的自衛権の対象となり得るという場合とでは、要件というか状況が、どこが違った場合にその集団的自衛権の対象として事実として捉えて、ある場合には個別的自衛権の対象となるのか、どこで違いがあるのかマルクマールを教えていただきたいと思うんですけど。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 先ほどお答えいたしました秋山長官の答弁でございますけれども、現在も同旨でございますけれども、いずれもいわゆる来援米艦と呼ばれるものを前提としたものでございます。すなわち、武力攻撃を行う外国から見た場合において我が国こそが第一の敵であると、そういう状況を前提といたしまして、我が国に対する武力攻撃の第一撃がたまたま来援した米艦であったと、そういう場合もあり得るという議論であると理解しております。この場合におきましては、その後に防衛出動、現行法で申し上げますれば自衛隊法第76条第1項第1号でございますけれども、防衛出動の下令のための手続が取られると、その後に取られるということになると考えられます。

これに対しまして、新三要件の下改正されました自衛隊法の下での米艦防護と申しておりますのは、…武力攻撃を行う国から見て我が国が第一の敵ではない、対立の状況あるいは地理的な状況等々あるわけでございますけれども、我が国は第二、第三の敵であるというような場合も視野に入れているということでございまして、外国による我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した、とはいえ我が国に対する武力攻撃の発生とまでは認められないということもあるであろうと。しかしながら、そのままでは弾道ミサイル攻撃等、我が国にも戦火、この場合は火の方の戦火で結構でございますけれども、我が国にも戦火が及ぶ明白な危険があるという具体的な状況にあるならば、我が国としても防衛出動、この場合は改正された自衛隊法の76条第1項第2号でございますけれども、防衛出動を下令いたしまして、その上で自衛隊が我が国に対する弾道ミサイル攻撃等に備えて展開して活動を行っている米艦等を守るために武力の行使もできるようになるところが異なるということでございます。

## b 邦人輸送中の米艦の事例

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平27・2・16  
安倍内閣総理大臣答弁 対岡田議員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） …新三要件を満たす状況について具体例を示すべきとお尋ねがありました。

新三要件における、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと考えています。

いかなる状況がこれに該当するかは、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難ですが、例えば、具体的に次のようなものが考えられます。

一つ目は、邦人輸送中の米軍船舶の防護です。

例えば、我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶は公海上で武力攻撃を受けている、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、このような状況においては、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務となります。

そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況に当たり得ると考えられます。…

〔衆・平安特委 平27・7・3  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○後藤（祐）委員 …ミサイルが飛んでくる危険性はない中で、邦人を輸送している米艦に対して攻撃国が攻撃する、これに対して日本がこの攻撃国を攻撃することは、存立事態として認定することはできないということでおろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 この事例については、既に2月16日の衆議院本会議における答弁を含め、従来より政府は一貫して、我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶が公海上で武力攻撃を受けている、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、このような状況においては、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務になる、そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して存立危機事態に当たり得るということでございます。

これは従来より一貫をしているわけでございまして、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。…

○安倍内閣総理大臣 存立危機事態を判断するに当たっては、さまざまな要素を考慮して総合的に判断するということは先ほども申し上げているとおりでございます。…

我が国近隣における武力紛争の発生といった前提条件がなければ米国船舶による邦

人の輸送を行うことはないわけでありまして、一連の事態の一部だけを取り出すのは現実にもそぐわないであろう、このように思うわけであります。

つまり、この絵の事態から想定されることは、まさにA国がB国に侵攻し、そして、その侵攻を食いとめるために、米国が同盟上の関係で侵攻を食いとめる側に回っている。そういう中において、当然…日本にもこの戦火が及ぶ可能性というのは当然想定されるわけで、…そして、このパネルを用意したのは、特定の国は名指しをしないわけであります。しかし、ある種の想定の中においてお示しをしているわけでございます。その想定の中で考えていただければ、想定の中で考えていただければ、そこで発生した事態が我が国にも及んでくるということは十分に考えられるわけでございますが、今申し上げましたような事例については、我が国に対する武力攻撃が発生していないので、これまでの憲法解釈では邦人を乗せた米国船舶を守ることができなかつた、それでよいのかというのが問題意識であります。その上において我々は三要件を示しているわけでありますから、この三要件にのっとって、当てはまるかどうか。

つまり、この事例だけが単独で存在し得るわけではなくて、…同時に今まで、今までずっとここで答弁をさせていただいているのは、まさに三要件について当てはまればどうかということで、この事例が三要件に当てはまれば、この事例が三要件に当てはまれば、当然これを守ることができるということであります。(後藤(祐)委員「これが当てはまるかどうかと聞いているんですよ」と呼ぶ)…

○安倍内閣総理大臣 これで三要件に当てはまるということは、私も先ほど答弁でお話をさせていただいたとおりであります。これで三要件に当てはまるということにつきましては、まさに、申し上げたように、我が国近隣における武力紛争の発生といった前提条件がなければ米国船舶による邦人の輸送を行うことは、一連の事態の一部分だけを取り出すのであり、現実にはそぐわないということであります。…

○後藤(祐)委員 もう一度質問します。

攻撃国から、まだ、日本に対して攻撃される、ミサイル等で攻撃される、そういういた兆候などはない状態で、ただ、この攻撃国と、例えばアメリカが既に別のところで戦争に入っているという状態の中で、日本人を運んでいるアメリカの船がこの攻撃国から攻撃を受けたときに、日本はこの攻撃国に対して反撃できるんですか。

これは、確かにいろいろな状況はあるかもしれない。最も攻撃しても差し支えないようないろいろな状況がそろっていたとした場合、しかしながら、この攻撃国は日本に対して直接ミサイル等で攻撃するという兆候はない場合に対して、この米艦を攻撃する攻撃国の船に対して日本が攻撃できるのかどうかをお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶が公海上で武力攻撃を受けており、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、このような状況においては、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務になる。そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して、存立危機事態に当たり得るという説明をしているわけであります。こうした必要な条件を省いていけば、こうした必要な条件を省

いていけば、それは当たり得ないということも当然あり得るわけあります。…

〔参・平安特委 平27・8・4  
安倍内閣総理大臣答弁 対山本委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まさに、近国において米国に対する武力攻撃が起こり、そしてその国が日本に対して数百発の弾道ミサイルを持っている、また大量破壊兵器を載せる能力も手に入れつつある、そして日本に対して日本を火の海にする等々の発言をしていた、あるいはいるという状況の中において、かつ、日本のこのミサイル防衛網が破壊されるような状況が起こり得る。また、そこからはたくさんの邦人が日本に逃れてきます。その邦人を運んでいる米国の船舶が攻撃をされるという、そういう明白な危険があるときには存立危機事態にこれは当たり得ると、このように考えております。

（国会提出資料）

＜平成27年2月16日の衆議院本会議における存立危機事態になり得る事例に関する答弁について＞

（衆・平安特委理事会提出 平27・8・21）

（内閣官房）

1 いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難であるが、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなる。

その上で、より分かりやすく説明を行うとの観点から、存立危機事態に当たり得る具体的なケースの一つとして、在留邦人を乗せた米国の船舶が武力攻撃を受ける事例を挙げて説明している。

2 この事例については、平成27年2月16日の衆議院本会議における答弁を含め、従来より、政府は一貫して、

○我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶が公海上で武力攻撃を受けている。攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない。このような状況においては、取り残されている多数の在留法人を我が国に輸送することが急務になる

○そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して、存立危機事態に当たり得るということを説明しているものである。

3 存立危機事態を判断するに当たっては、様々な要素を考慮して総合的に判断することを申し上げているところであり、その判断要素のうち一つだけを取り出して

も、それだけで存立危機事態に該当しないことは当然である。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・26  
中谷防衛大臣答弁 対大野委員〕

○大野元裕君 大臣、もう一度お伺いをします。

例えば朝鮮半島等で起こっている情勢で、それによって我が国の存立が脅かされているような場合に、邦人を送る、輸送するという話をされました、輸送する艦艇に対するという話をされました。ということは、邦人は関係がなくて、存立事態の危機が起こっているのは、かなたで起こっている事態なんですね、邦人は関係ないんですね。

...

○国務大臣（中谷元君） 邦人が乗っているか乗っていないか、これは絶対的なものではございません。また、この例も、これすらできなくていいのかというのを示した事例であります、総合的に判断するということで、邦人が輸送されているということは判断の要素の一つではございますが、絶対的なものではございません。

### c ホルムズ海峡における機雷の事例

※ 他国の領域における機雷の掃海（武力の行使）については、3-F③b (121頁)  
参照

※ 自衛隊法第84条の2に基づく遺棄機雷等の除去（掃海）については、7-G (30頁) 参照

(国会答弁例)

〔参・予算委 平26・7・15  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○片山虎之助君 そこで、よく昨日も今日も問題になったホルムズ海峡の機雷の掃海の問題ですよね。あれは、総理が経済的な理由を、エネルギーの不足だとか高騰だとか、そういうことを挙げられたことが大変私は違和感があるんですよ。それから、昨日の法制局長官の答弁か何かに、いろんなその根底から覆る明白な危険の中に、戦禍が及ぶ蓋然性だとか被害の程度、深刻さだとか、あるいは地域というか距離、こういうものを挙げられましたよね。

そういうことからいって、私は総理の気持ちは分かりますよ、日本の掃海技術は是非生かしたい、それは国際的にも大きな意味が私はあると思うけれども、それは、読めないものはやれませんよね。

そこで、法制局長官、もう一度言ってください。ホルムズ海峡の機雷の掃海は、これはその要件に該当するんですね。

○政府参考人（横畠裕介君） いわゆるホルムズ海峡における機雷の敷設ということで議論がなされますが、実際にどういう状況でどういう規模で、あるいはどういう国がどういう国に対してと、実際に起こる事象というのはまさに大小様々であろうかと思います。

今回の三要件について申し上げれば、いわゆるホルムズ海峡に機雷が敷設された、それだけでこの三要件に当たるということを誰も申し上げていることではないかと思います。しかしながら、距離が遠いということはありますけれども、やはりシーレーンの確保ということの重要性、それが我が国及び国民に与える影響というようなことを考えれば、若干遠い場所でございますけれども、そういうところでの武力攻撃というものがこの新三要件に該当する場合というのもあり得るだろうと、そういう前提での議論であろうかと思います。その意味で、この新三要件に該当すれば該当し、該当しなければできないということであろうかと思います。

〔衆・平安特委 平27・5・27  
安倍内閣総理大臣答弁 対松野委員〕

○安倍内閣総理大臣 いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して判断する必要があるため、一概には申し上げることはできません。いわばこれは総合的に判断しなければいけませんから。しかし、それは国の存立の基盤である経済が脅かされるかどうかについても判断の対象になります。

しかし、単に、国際紛争の影響により国民生活や国家経済に打撃が与えられたことであるとか、ある特定の生活物資が不足することのみをもって、存立危機事態に該当するものではありません。

海洋国家である我が国にとっては、国民生活に不可欠な資源やあるいは食料等を輸送する船舶の安全確保は極めて重要である、これは委員にも御同意いただけるんだろうと思います。

仮に、我が国が輸入する原油の八割、天然ガスの三割が通過する、エネルギー安全保障の観点から極めて重要な輸送経路であるホルムズ海峡に機雷が敷設された場合には、我が国に深刻なエネルギー危機が発生するおそれがあります。我が国に石油備蓄はもちろん6ヶ月あります。しかし、機雷の除去ができなければ、ずっとそこには危機があり続けるのも事実であります、誰かが機雷を除去しなければならないということあります。

存立危機事態については、あくまでも我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生を前提とするものであります、例えば、石油などのエネルギー源の供給が滞ることによって、単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起こる。例えば、病院への電力供給も滞ってくる可能性も出てくる、自家発電すら危うくなってくるという状況も起こり得るということも全く考えられないわけではないわけでございまして、国民生活に死活的な影響、すなわち国民の生死にかかわるような深刻、重大な影響が生じるか否かを総合的に評価して、状況によっては存立危機事態に該当する場合もあり得ると考えるわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・29  
横畠内閣法制局長官答弁 対後藤委員〕

○横畠政府特別補佐人 いわゆるホルムズ海峡における機雷の事案というものがどういうものであるかということの御理解がなかなか得られていないというのが前提だと思います。

先般も申し上げましたけれども、機雷の敷設というのは、通常、武力攻撃の手段たり得るものである。そこで、ホルムズ海峡の特殊性ということに着目して議論をしているわけでございまして、前提としてといいますか、一種補助線のような事案と理解していただきたいと思いますけれども、我が国に対する武力攻撃の意図を持ってホルムズ海峡に機雷を敷設したということがあるとするならば、例えば明示された意図によって我が国に対する攻撃であるということを明示したような場合、明らかにそれが認定できる場合があるとするならば、それは我が国に対する武力攻撃たり得る行為であります、それに対しては個別的自衛権で対処する。

それが我が国に対する武力攻撃たり得る行為かということについては、それを放置したのでは、まさに、国民に、生死にかかわるような深刻、重大な被害が生じてしまう、また、他に手段がなく、それを除去しない限りまさに座して自滅を待つということになるということであるならば、それが他国の領海に敷設された機雷であるとしても、それは、かねてから申し上げている誘導弾の基地をたたく場合と同じように、そこまで行って処理するということは個別的自衛権の行使としてあり得る、そういうまず前提を置いた上で議論をさせていただいていると思っています。

そこで、同じ行為が行われた、封鎖が行われたというところで、我が国に対する武力攻撃の意図、意思までは認定できないというときに、ではどうするのか。その武力攻撃の対象が他国である、かつ、我が国と密接な関係にある他国であるとした場合であるならば、これは集団的自衛権としてそれに対処するということが可能であることもあるだろう。

いずれにせよ、行為としてはまさにそこが封鎖されるわけでございますので、我が国に対する武力攻撃が発生した場合と同様な深刻、重大な被害というのが現に我が国に生じ得るというか、生じている、そういうことになっているわけでございまして、そのときに何もしなくてよいのか、何もできないのか、そういう問題であろうかと思います。

そのようなケースを想定しますと、機雷の敷設の行為の先に、今度は直接我が国に対して武力攻撃、ミサイルを飛ばすとか、その他さらに追加的に我が国に対する武力攻撃の発生が次に予測されるかというと、必ずしもそうでない場合もあるだろう、そういうことで申し上げているわけでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・9・29 対藤末健三・参)

一及び二について

他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は、「武力の行使」に当たり得るが、政府が想定しているホルムズ海峡における機雷掃海の事例は、

機雷が敷設された後、事実上の停戦状態となり、戦闘行為はもはや行われていないが、正式停戦が行われず、遺棄機雷とは認められないようなケースである。

ホルムズ海峡は、我が国が輸入する原油の約八割、天然ガスの約三割が通過する、エネルギー安全保障の観点から極めて重要な輸送経路であり、仮に、ここに機雷が敷設された場合には、我が国に深刻なエネルギー危機が発生するおそれがあり、エネルギー源の供給が滞ることによって、単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起こるなど、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況、すなわち存立危機事態に該当する場合もあり得ると考えられる。ホルムズ海峡に機雷が敷設された状況が存立危機事態として認定されることを前提とするならば、敷設された機雷は、それ自体が正に国民の生死に関わるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶であり、一旦敷設されればその場所にとどまり、将来にわたって被害を継続させ拡大させていく性質を有していることからできる限り早くこれを除去する必要性が高いこと及び機雷の除去は、これが敷設された場所にまで行かなければできないことから、当該機雷の掃海は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示しし、平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号口に明記されている「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）を満たすことがあり得ると考えている。

このようにホルムズ海峡における機雷掃海の事例は新三要件に該当する場合もあり得るものであるが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではない。

特定の国がホルムズ海峡に機雷を敷設することを想定しているわけではないが、ホルムズ海峡を擁する中東地域においても安全保障環境がますます厳しさと不透明性を増す中で、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に万全の備えを整備しておくことが必要であると考えている。

## [ 2 ] 第二要件

3-E 「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと」の意味

第二要件は、「これ」、すなわち「我が国に対する武力攻撃、又は我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険を作り出している我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃（存立危機武力攻撃）」を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないことというものであり、これにより、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする「武力の行使」についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ 자체を目的とするものではないことを明らかにしている。

（注）「存立危機武力攻撃」を定義した規定

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）

（定義）

第2条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 対処措置 第9条第1項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ・ロ （略）

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

（1）我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2)・(3) (略)

二 (略)

(国会答弁例)

〔衆・事態対処特委 平14・5・29  
中谷防衛庁長官 答弁〕

○中谷国務大臣 我が国の場合に、自衛権の発動として、武力の行使については三要件がございます。その中の二項目に、「これを排除するために他の適当な手段がないこと」とされておりまして、一つは、外交があるかもしれません。また、もう一つは、対領空侵犯措置とか海上警備行動とか、海上保安庁とかそれなりの国家の組織があるわけでございますので、そういうものによって対処をいたしますし、領空侵犯措置につきましてはそれぞれの手順に従って実施をしますけれども、最終的には、自衛権の発動をするか否かという点につきましては、この武力攻撃事態対処法等に基づきまして政府で決定をするわけでございます。…

〔衆・予算委 平26・7・14  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○北側委員 …次に、この第二要件なんです。この第二要件も、新たに「我が国の存立を全うし、国民を守るために」という言葉が入りました。なぜ、今の三要件と比べてこのような要件が入ったのか。これを私は重い意味があると思っているんです。

同じ閣議決定の中でこういうところがございます。「この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、」この第二要件の言葉をそのまま言っているんですが、「すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容される。」と。

ここは何を言っているかというと、専ら他国の防衛を目的とした自衛の措置はできませんよ、そういう目的を持った自衛の措置に限られますよ、それもやむを得ない場合に限られますよということを言っている要件だと私は理解しますが、長官、いかがですか。

○横畠政府参考人 第二要件におきましては、このたび、第一要件で他国に対する武力攻撃の発生を契機とするものが加わったことから、これまでの、単にこれを排除するために他の適当な手段がないこととしていたのを改め、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない」こととし、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものではないということを明らかにしているものと考えております。

〔参・予算委 平26・7・15  
安倍内閣総理大臣答弁 対西田委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この第二要件に、我が国の存立を全うし、国民を守るためにという文言が入った意味ということは大変大きかったと、このように思うわけでございますが、今回の閣議決定により、憲法上許容されると判断するに至ったものは、あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置に

限られるわけでありまして、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではありません。

お尋ねのこの第二要件においては、第一要件で他国に対する武力攻撃の発生を契機とするものが加わったことから、これまでの、これを排除するために他の適当な手段がないこととの表現を改めまして、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこととしたところであります。これは、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使についても、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除、排除それ自体を目的とするものではないことを明らかにしているものであります。

〔参・予算委 平26・7・15  
横畠内閣法制局長官答弁 対小池委員〕

○政府参考人（横畠裕介君） …新三要件の第二要件に言う「これを排除し、」の「これ」というのは排除の対象でございます。すなわち、一つが、我が国に対する武力攻撃それ自体、もう一つが、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険をつくり出している他国に対する武力攻撃のこととでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・5  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○長島（昭）委員 …仮に、第一要件に当てはまるような事案が発生したとしましょう。これは存立危機事態の話です。そして第二要件で、他に適当な手段がないと。ホルムズの場合はどうしようもないわけです、他に適当な手段がない、迂回ルートもない、しかし、南シナ海の場合はたくさんある、これまでこういう御答弁がありました。

としますと、南シナ海の事案というのは、第一要件には当てはまつたとしても、第二要件で、ほかに別ルートがあるから、これは三要件に当てはまらないということで、そこから先の検討にまでいかないんでしょうか。そこをちょっとお答えください。

○横畠政府特別補佐人 実際のこの新三要件に当たるかどうかの判断は、現実に事が起こってからの判断ということになるので、仮定のお話になりますけれども、仮に第一要件を満たした事態であるといたましても、第二要件、すなわちその時点で他に適当な手段がない、つまり武力を行使する以外に手段がないという場合でなければ、武力の行使をすることはできないということでございます。

○長島（昭）委員 今、武力の行使をする以外に手段がないというのは、これまでの歴代内閣の答弁でいくと、ただ外交交渉で片がつくもの、こういうような答弁もあるんですけども、そういうことを念頭に置いているんでしょうか。それとも、総理が再三使っているように、迂回ルートがあるなしが判断基準になっているんでしょうか。

○横畠政府特別補佐人 御指摘のように、迂回ルートを利用することによって被害が避けられるということであるならば、第二要件は満たさないということになろうかと

思います。

〔衆・平安特委 平27・6・29  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○後藤（祐）委員 …法制局長官、ほかの国に掃海艦がこれだけあって、行ける場合には、日本は存立危機事態にならない、ほかに手段があるということとみなさざるを得ないんじやありませんか、法制局長官。これは、第二要件の判断の根拠について私は伺っておりますので、法制局長官に伺いたいと思います。

○横畠政府特別補佐人 先ほどもお答えいたしましたけれども、そこにまさに現に敷設されている機雷というものは一日も早くというか一刻も早く処理しなければならない、そういう状況にあるという前提でございますので、当然他国との調整というはあるかもしれませんけれども、他国にやってもらえば、それで我が国としてやらなくてもいいのだ、そういう観点ではないと思います。

〔衆・平安特委 平27・7・3  
横畠内閣法制局長官答弁 対枝野委員〕

○横畠政府特別補佐人 …その上で、今般想定している機雷の掃海については、政府としてお答えしているとおり、事実上の戦闘が終了した状況のもとで、民間の船舶の航行の安全を確保するためのものであり、法的には武力の行使に当たる場合であったとしても、まさに人の殺傷を行うものではなく物の破壊にとどまり、実質的に危険物処理に相当するような行為であります。

新三要件を満たしているということが前提でございますので、その敷設された機雷は、それを放置したのでは国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害が生じてしまう、その危険が明らかである、そのような状況であるということでございますので、その機雷自体が、国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶そのものであり、一旦敷設されればそこにとどまり続け、これによる被害は将来にわたって続き、かつ日々拡大していくという性質のものでございますから、できる限り早くこれを除去する必要性は高く、また、これが敷設されている場所まで行かなければこれが除去できないという特質がございます。そのようなことを考えますと、第二要件及び第三要件を満たす可能性はあるのではないかということを申し上げているわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・3  
岸田外務大臣答弁 対後藤委員〕

○岸田国務大臣 …その上で第二要件についての御質問ですが、まず、機雷ということを考えますと、機雷は掃海をしなければずっとそこにとどまりますので、第二要件を満たす、この必要性を満たす際に、機雷を掃海するということは当然考えられます。

そして、掃海を考える際に、御質問は、他国の掃海に任せることもあり得るのではないか、こういった御質問がありました。

そして、その際に申し上げるのは、かつて湾岸戦争のときの掃海も、我が国は四隻掃海艇を出しましたが、合わせて30隻の掃海艇が7カ月かけてようやく掃海ができる、こういった作業が想定をされます。その中にあって、我が国として、大変高い技術を持ち、実績を持つ我が国の掃海艇部隊が掃海に加わらないということ、我が国の国民の命や暮らしに明白な危険があるときに、そこに加わらないということは考えられないのではないか、当然、参加することが考えられるのではないか、こういったことを申し上げました。他国の掃海艇により機雷が掃海されることをもって第二要件を満たされるということはないと申し上げたわけです。

そもそも、この第二要件につきましては、我が国の存立を全うし、国民を守るために我が国として講ずる適当な手段が武力の行使のほかにあるか否かを判断する、これが第二要件であると考えています。…

〔衆・平安特委 平27・7・10  
岸田外務大臣 答弁〕

○岸田国務大臣 7月1日及び3日の当委員会において、機雷掃海における第二要件について、それぞれ岩屋毅委員及び後藤祐一委員の御質問に対し、他国の掃海艇により機雷が掃海されることをもって第二要件を満たされるということはない旨申し上げましたが、この趣旨は、他国が掃海艇を派遣する場合であっても、我が国が武力の行使に当たる機雷掃海を行う以外にほかに適当な手段がない場合がある、すなわち、そのような場合でも第二要件を満たし得るというものです。

したがって、他国の掃海艇により機雷が掃海されることをもって第二要件を満たさなくなるということはないと答弁すべきでありました。

さきの答弁を訂正し、おわびを申し上げます。

〔参・平安特委 平27・7・29  
中谷防衛大臣答弁 対西田委員〕

○中谷国務大臣 西田委員御指摘のとおり、この新三要件の第二要件については、武力の行使を開始するための要件であるとともに、これを継続するための要件でもあるわけでございます。したがいまして、存立危機事態を認定した後に、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないとは言えなくなった場合におきましては、新三要件を満たさなくなるために、武力の行使を含む対処措置、これを終了しなければなりません。

この事態対処法の第9条において、内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき、これは対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならないと規定をされておりまして、今回の規定、法整備においても改正をしておりません。したがいまして、武力攻撃事態等において、存立危機事態においてもこれは変わるものではないということござります。

〔参・平安特委 平27・7・30  
中谷防衛大臣 答弁〕

○福島委員 第一要件は自衛隊法の改正法に書いてありますが、第二の要件、他の適当な手段がないことは自衛隊法の改正法案に書いてありません。きっちり書くべきじゃないですか。

○中谷国務大臣 第二要件は規定をされております。

自衛隊法76条1項に、「我が国を防衛するため必要があると認める場合には、」と。また、防衛出動時の武力行使について定めた同法88条第1項に、「第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」との規定がありまして、これをそのまま維持をいたしております。

これに加えて、今般、事態対処法第9条第2項第1号口におきまして、対処基本方針に定める事項として、「事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由」というふうに規定をいたしております。

(国会提出資料)

〈ホルムズ海峡における他国による機雷の掃海と「第二要件」及び事実上の停戦段階における現行法に基づく機雷の掃海の可否について〉

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・21)

(内閣官房・外務省・防衛省)

(ホルムズ海峡における他国による機雷の掃海と「第二要件」)

- 1 存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」である。これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、武力を用いた対処をしなければ、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな状況である。
- 2 「新三要件」の「第二要件」については、我が国の存立を全うし、国民を守るために我が国として講ずる適当な手段が「武力の行使」の他にあるか否かを判断するものである。
- 3 その上で、ホルムズ海峡に機雷が敷設された状況が、存立危機事態として認定されること、すなわち、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であることを前提とするならば、
  - (1) 敷設された機雷は、それ自体がまさに国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶であり、一旦敷設されればその場所にとどまり、将来

にわたって被害を継続させ拡大させていく性質を有していることから、できる限り早くこれを除去する必要性が高いこと

(2) 機雷の除去は、これが敷設された場所にまで行かなければできないこと

から、機雷の掃海は各國が協力して実施することが通例であるとしても、我が國の機雷掃海の能力が高いという現実も踏まえれば、現に機雷が敷設されている状況が続く限り、我が國の存立を全うし、国民の命を守るために、当該機雷を一刻も早く除去するために我が國が掃海活動を行うことが、「新三要件」の「第二要件」及び「第三要件」を満たすことは当然にある。…

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・8・26  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○大野元裕君 …そこで、法制局長官にお伺いをいたしますが、仮に自衛隊、自衛艦が集団的自衛権を行使してイージス艦を守る、こういうケースについて、代替選択肢、つまり、米のイージス艦、アメリカの弾道ミサイル対処を行っているイージス艦の周りにアメリカ独自で守るような手段がある場合には、この代替選択肢が必要ではない、代替選択肢がないとは言えないので、イージス艦を我が国として自衛艦が守るということは必要がないと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その米国のイージス艦がどのような状況にあるかということだけでその新三要件に該当するか、そもそも第一要件に該当するかを始めとして、第二要件も含めてでございますけれども、それに該当するかということを判断するということは難しいと思いますので、それだけの仮定を前提にしてお答えすることは難しいと思います。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 一般論として、この新三要件の第二要件についてのお尋ねとして理解いたしますけれども、第二要件におきまして他に適当な手段がないという意味は、我が国として武力の行使をするということが万やむを得ないというか、武力の行使以外に選択肢がないということを意味しております。…

○政府特別補佐人（横畠裕介君） …アメリカのイージス艦自身が米国の艦船、艦艇によって十分防護されていると、そういう状況の下であるならば、三要件に言う第二要件として、我が国として武力行使するという必要性というか、そのところまではないという場合もあるということを先ほどお答えしたつもりでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・8・28 対藤末健三・参)

三及び十一について

いわゆる「海外派兵」についての政府の考え方は一、二及び十についてで述べたとおりであるが、ホルムズ海峡に機雷が敷設された状況が、存立危機事態として認定されること、すなわち、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被

害が及ぶことが明らかな状況であることを前提とするならば、

(一) 敷設された機雷は、それ自体がまさに国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶であり、一旦敷設されればその場所にとどまり、将来にわたって被害を継続させ拡大させていく性質を有していることから、できる限り早くこれを除去する必要性が高いこと

(二) 機雷の除去は、これが敷設された場所にまで行かなければできることから、機雷の掃海は各国が協力して実施することが通例であるとしても、我が国の機雷掃海の能力が高いという現実も踏まえれば、現に機雷が敷設されている状況が続く限り、我が国の存立を全うし、国民の命を守るために、当該機雷を一刻も早く除去するために我が国が掃海活動を行うことが、新三要件の第二要件及び第三要件を満たすことは当然にある。

### [3] 第三要件

3-F 「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」の意味（他国の領域における武力の行使の可否を含む。）

(1) 第三要件は、単に、相手から受けている武力攻撃と同程度の自衛行動が許されるという国際法上の自衛権行使の要件である均衡性にとどまるものではなく、憲法上の武力の行使の三要件の第一要件及び第二要件を満たした場合における、実際の実力行使の手段、態様及び程度の要件である。

したがって、ここでいう「必要最小限度」とは、我が国に対する武力攻撃、又は我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険を作り出している我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにという第二要件を前提とした、我が国を防衛するための必要最小限度という意味である。

(2) 武力の行使の三要件の第一要件及び第二要件を満たす場合において、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲内において、我が国の領土、領海、領空においてばかりでなく、公海、公空においてこれに対処することがあっても、それは、憲法の禁止するところとは考えられない。

この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、我が国に対する武力攻撃、又は存立危機武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲内で公海、公空に及ぶことができるものと解してきている。

(3) 従来から、政府は、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。

このことは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力の行使をするほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様及び程度の問題として、一般に他国の領域において武力の行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示したものである。

その上で、政府は、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に、他国の領域における武力行動で旧自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解してきている。

このような考え方は、武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとしての武力の行使における対処の手段、態様及び程度の問題として、そのまま当てはまると考えている。

## ① 第三要件の「必要最小限度」の意味に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・外務委 昭29・3・16  
佐藤内閣法制局長官 答弁〕

○佐藤（達）政府委員 …要するに大前提として、日本の憲法第9条は、自衛権は絶対に否認しておらぬ。これは学者の大多数の方の容認せられておるところであつて、自衛権のあることは間違ひのないことであろうと思うのであります、わが国が自衛権を持つております以上は、日本の国内に敵の弾丸が雨あられと降つて来る場合に、これをよける何らの措置を講ぜずして、甘んじてその爆撃のもとにじつとしておるということはあり得ないと思います。自衛権がある以上は、その降つて来る弾丸をとめろという当然の働きがそこに出で来なければならぬ。そのとめ方の問題、自衛権の限界がそこに出で来るわけであります。われわれとしては、自衛権の厳格なる限界のもとにおいてそのとめ方を考えなければならない。これは申すまでもないところであろうと思います。従いまして、昨日の例に出ました敵の基地からの長距離砲の爆撃であるとか、攻撃があつた場合にどうなるかということについて考えますと、子供らしいことを申し上げてたいへん恐縮でありますけれども、かりに新しい兵器ができるおつて、遠方から来た長距離砲のたまが、日本海のまん中あるいは太平洋のまん中、そういうところでまつすぐに海中に落ちるようなしきを日本が持つておるという場合には、日本の領域内にそのしきの兵器を持つておれば、必ず途中で落ちてしまうということになるわけであります。それならそれでいいわけであります。だんだんとそういう手段を考えてみた場合に、必要やむを得ざる手段というものがどこにあるかということになれば、そういう兵器がなければ、あるいは公海まで出て行つてその根源に對してそれをとめる、実力行使をやるということは、私には自衛権の最も厳格なる範囲内において自衛権の發動であると考えられるわけであります。ただ具体的な個々の場合にどこへ行つてそれがどうなるかということは、これはきのうも申しましたように、私は軍事専門家ではありませんから、今のような幼稚なことを考えながら、しかし大原則はそうであろうということを申し上げたつもりであります。

○佐藤（達）政府委員 …具体的な例については、一々例をあげることは法律論として申し上げかねると考いますので、原則をあくまでも貫いて申し上げますならば、自衛権はある、そしてその自衛権の行使のために必要最小限度の防禦方法を講ずべきであり、それを越えることは許されない、これが鉄則であります。

〔衆・内閣・外務委連合審査会 昭29・4・16  
佐藤内閣法制局長官 答弁〕

○佐藤（達）政府委員 お役に立たない方は、さつきの例で申しますとよそにお手伝いに行く場合のことですが、むしろただいまのお尋ねの重点は、日本が攻められて侵略を受けた場合に、交戦権がなくてはそれこそ日本のお役に立たないのではないかという点が御心配の重点だと思います。そういう点から考えますと先刻来申し上

げますように自衛権というものが明らかに認められておりますから、それを防ぐ必要最小限度の措置は自衛権の発動として、それ以上のものは許されない、これはそれ以上のものがあればあり得いで、あるいはのびのびとした戦争の形をとれるかもしれませんけれども、これはこれとして憲法がおそれている部面になるわけであります。憲法は、第2項で交戦権を放棄しておしますのは第1項の趣旨を貫くために、一方においては実力としての戦力は放棄する、同時に法律の権利としての交戦権を放棄して、第1項侵犯の手がかりにさせないようにというおそれからできておるのでありますから、その憲法の趣旨から申しますと、あればあり得いということは、一方においては大きな弊害の根拠になるということであろうと思います。従いまして自衛権を許されておるその範囲内においての行動は、できる限りにおいては國を守るという必要最小限度の措置はとれると言わざるを得ませんし、またそれが正しいことであろうと思います。

〔参・内閣委 昭31・3・6  
船田防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（船田中君）　自衛権についての御質問でございますが、自衛権ということは、結局國の正当防衛権、個人についても、御承知の通り不当な侵害を受けたという場合におきましては正当防衛ができるわけでありますが、自衛権はその正当防衛権である。かように私は考える所以であります、従って急迫不正の侵害に対しましてわが國を防衛するために、ほかに手段がないという場合におきまして、これを防衛するために必要最小限度の実力を行使する、これが私は自衛権であると考えます。

〔参・事態対処特委 平15・5・22  
石破防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（石破茂君）　よろしいですか。防衛出動を命じられた自衛隊は、三要件に該当する場合に限り88条、それは委員よろしいかと思います。

そこで、これらの三要件は、第三の要件であるところのこの必要最小限の実力行使にとどまるべきことということになっておりまして、じや自衛権を発動した後どのようにするんだということもこれは含んでおることに相なるわけでございます。ですから、最初に要件が満たされていればそれでもう十分だと、あとは何をやってもよろしいということには、これはなりません。これは、日本の場合には相手をせん滅するまでということではなくて、必要最小限になるということでございます。

（質問主意書・答弁書）

（平15・7・15 対伊藤英成・衆）

二の2のアについて

我が國に対する武力攻撃が発生しこれを排除するため他に適当な手段がない場合に認められる必要最小限度の実力行使の具体的限度は、当該武力攻撃の規模、態様等に応ずるものであり、一概に述べることは困難である。…

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14  
安倍内閣総理大臣答弁 対浅尾委員〕

○安倍内閣総理大臣 新三要件に言う必要最小限度とは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される原因をつくり出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために必要最小限度を意味するわけあります。…

その具体的な限度は、武力攻撃の規模、態様等に応じて判断すべきものであると思います。

(質問主意書・答弁書)

(平27・1・9 対岡田克也・衆)

一の11について

お尋ねについては、平成26年7月14日の衆議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣が「新三要件に言う必要最小限度とは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される原因をつくり出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために必要最小限度を意味するわけあります。」と答弁しているとおりである。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・5・27  
岸田外務大臣答弁 対長妻委員〕

○岸田国務大臣 必要最小限度という用語ですが、国際用語で言う必要最小限度、国際法の用語としての必要最小限度、これは均衡性を意味する、委員御指摘のとおりであります。

しかし、同時に、我が国においては、この三要件を通じて、我が国に対する武力攻撃、または我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険をつくり出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃、これを排除する、こうしたために必要最小限度である、こういった枠を当てはめております。

よって、我が国における必要最小限度、国際法の用語で言う均衡性という意味とは一致するものではありません。

〔衆・平安特委 平27・5・28  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 第三要件につきましては、お示しのパネルのとおり、文言上変更はございません。

第三要件は、単に、相手から受けている武力攻撃と同程度の自衛行動が許されるという国際法上の自衛権行使の要件である均衡性ではなく、憲法上の武力行使の要件で

ある新三要件の第一要件及び第二要件を満たした場合における、実際の実力行使の手段、態様及び程度の要件でございます。

したがいまして、第三要件に言います必要最小限度とは、我が国の存立を全うし、国民を守るためにあります第二要件を前提とした、我が国を防衛するための必要最小限度ということであると理解されます。

○北側委員 今の御答弁をもう少し、ちょっと私なりに解釈して言いますと、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃があるわけですね。他国に対する武力攻撃がある。その他国に対する武力攻撃を排除する実力行使をするんですが、その実力行使と他国に対する武力攻撃との均衡性という単純な話じゃないんですよという意味なんです。そこに目的があるわけじゃないんですから。目的は、国の存立、また国民の権利、これを守るために今回この自衛の措置を認めた、憲法9条のもとで例外的に許容されるというふうに我々は判断したわけですね。

ですから、この必要最小限の目的というのは、目的から照らして、我が国の自国防衛のための、国民の権利を守るための、国の存立を守るための必要最小限という意味だというふうに私は理解しております。

長官、もう一度、今の理解でよろしいかどうか。

○横畠政府特別補佐人 御指摘のとおりでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・6・15 対中西健治・参)

三について

お尋ねの「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」については、新三要件の第三要件に対応するものとして、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第88条第2項並びに現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第3条第3項及び第4項において明確に規定されている。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・7・3  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○枝野委員 …必要最小限の要件で、機雷の除去はできるけれども、機雷をまき続けている状況の制海権、制空権を取り戻すための行為はできない、これは、憲法の解釈、必要最小限、これの縛りだと。憲法解釈として、あるいは法解釈として、これでいいんですね。

○横畠政府特別補佐人 我が国を防衛するための必要最小限度という、旧来の三要件あるいは新三要件の第三要件というものについての考え方、これは従前と変わっていないということがポイントでございます。それは憲法上の縛りであるということでござ

ざいます。従前、我が国が直接武力攻撃を受けている場合ですら、他国まで行って戦う、空爆をするとか、そのようなことまでは、必要最小限度を超えるんだということで理解していたわけでございます。

法律的な根拠ということになりますと、それは、自衛隊法88条の規定をまさに改正していないということで、そこは変わらないという担保になっているわけでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8  
岸田外務大臣答弁 対渡辺委員〕

○岸田国務大臣 必要最小限ですが、まず、国際法上の必要最小限というのは均衡性を指すと言われています。しかし、我が国の場合には、あくまでも武力行使をする際に新三要件を満たさなければなりません。

我が国においては、我が国に対する武力攻撃、または我が国が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険をつくり出している我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国が存立を全うし国民を守るために必要最小限度を意味すると考えています。

これをあわせてしっかりと満たした上で我が国が対応するわけでありますし、これはあくまでも我が国が主体的に判断するものであります。その判断のもとに我が国が対応を考えていくということであります。これは他国が判断するものではありません。

〔衆・平安特委 平27・7・8  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○寺田(学)委員 …47年見解が認めている必要な自衛の措置の範囲内というのは、存立危機事態を終結させるために必要な自衛であるというようなお話をあった上で、この間、6月の26日、岡田委員からの御質問で、旧三要件のとき、第三要件、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、これは何を必要最小限度かといえば、それは第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害がある、これを排除するための必要最小限だと私は理解しておりますと。続けてですけれども、新三要件、今の新しい方についても、これは赤で書かれたパネルがあるんですが、存立事態、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、この状況を排除するための必要最小限が第三要件の意味だというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうかと聞いたところ、横畠長官が、御指摘のとおりでございますということでした。

必要最小限度というのは、旧三要件、新三要件においてこのような定義だということを長官が認められていますが、まずこの答弁でよろしいですね。確認です。

○横畠政府特別補佐人 従前の三要件のもとにおきましては、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度ということで申し上げておりました。今般の新三要件のもとにおきましても、我が国が武力を行使いたしますのは我が国を防衛するためでござ

いますので、そのための必要最小限度ということで、変わっていないという趣旨でお答えしたもので、同じでございます。そのとおりでございます。

○寺田（学）委員 …第三要件の縛りがあるから存立危機事態を排除できない、そういうケースが生まれるということはないわけですね。…

○横畠政府特別補佐人 第三要件の働き方ということだろうと思います。

従前の個別的自衛権の場合におきましても、我が国に対する武力攻撃が発生した、そのときに完璧に我が国の安全を確保しようというならば、まさに当該加害国に対していわば攻め込んで、戦闘もして制圧をすることまでした方が我が国の安全は確保できることになるのかもしれませんけれども、しかし、我が国を守るための必要最小限度という憲法上の制約が現にあるということですので、いわば火の粉を払う的な、攻めてきた者を追い払うというところでとどめるというのが第三要件の働き方なのでございます。そのようなことは、新三要件のもとでの第三要件の働き方も同じであるということを申し上げているわけでございます。…

○横畠政府特別補佐人 お尋ねは、存立危機事態を排除するということの意味内容だと思いますけれども、先ほど申し上げたように、完全に、二度とそういうことが起こらないようにたたき潰す的なことを言われているのであれば、そこまではできないことは当然あります。

機雷の例で申し上げれば、まさに我が国の国民の生命、生存に深刻、重大な影響を現に与えている元凶でありますその機雷というものを処理するということ、その限りでは第二要件、第三要件を満たすことがあるのだろうということをお答えしているわけでございまして、その意味で、存立危機事態を排除するということの意味内容でございますけれども、まさに必要最小限度の範囲におきまして存立危機事態を排除することはできるということでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8  
岸田外務大臣答弁 対重徳委員〕

○岸田国務大臣 國際法上の集団的自衛権の要件としましては、武力攻撃を受けた国からの要請、同意とあわせて必要性と均衡性が要件として求められています。

そして、均衡性の部分が必要最低限というふうに表現をされているわけですが、我が国が武力を行使する際には、こうした国際的な要件に加えて、憲法との関係において新三要件を満たすことが求められています。そして、新三要件における必要最小限というのは、我が国の存立そして我が国国民の命、暮らしに対する明白な危険が存在することを取り除くために必要最小限として求められるものとされます。

ですから、国際的な要件に加えて、我が国の場合には武力行使をする際に新三要件という要件を満たさなければならない、必要最小限という要件も満たす必要があるというように整理をしております。

## ② 自衛行動の範囲（海外派兵の禁止等）に関する答弁

（国会決議）

＜自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議＞

（参・本会議 昭29・6・2）

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

（質問主意書・答弁書）

（昭44・12・29 対春日正一・参）

一 9 (1) 自衛隊法上、自衛隊は、侵略に対して、わが国を防衛することを任務としており、わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合には、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土・領海・領空においてばかりでなく、周辺の公海・公空においてこれに対処することがあっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。

(2) 自衛隊が外部からの武力攻撃に対処するため行動することができる公海・公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海・公空に及ぶことができるものと解している。

（国会提出資料）

＜自衛行動の範囲について＞

（参・決算委提出 昭47・10・14）

1 憲法9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。

2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であつても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。

3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武

力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。

4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行われた場合、その場合においてもなお座して自滅を待つべしということが憲法の趣旨とするところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきものである。

5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的運用が個別の場合にどうであるかを明確にされたいとのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一方、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行われるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階において憲法論としては抽象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。

(国会答弁例)

〔衆・決算委 昭48・9・19  
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○吉国政府委員 海外派兵ということばはもともと法律用語ではございませんので、いろいろ国会で御議論がございまして、大体の概念が国会における社会通念として固まつたものであろうと思います。

便宜その議論を詰めまして定義をいたしますと、何らかの武力行使を行う目的をもつて外国の領土、これは領域と申した方が正確かもしれません、領土、領海に入るということというのが大かたのいままでの概念であろうと思います。どうしてこういうような海外派兵が憲法上禁じられているかという議論になるということでございますが、もちろん憲法に海外派兵をしてはならないというような明文があるわけではございません。

政府は、従来憲法第9条第1項の戦争放棄の規定にもかかわらず、わが国には固有の自衛権があって、その固有の自衛権の限界の中では自衛のための行動をとることは許されておるという解釈をいたしておりますが、いわゆる先ほど申し上げましたような海外派兵は、この自衛権の限界を超えるから憲法上はできないと解すべきであるということでございます。したがいまして、海外派兵の問題は自衛権の限界との関連において従来とも論じられておるところでございまして、海外派兵が憲法上どの条文によって禁じられていることになるかと申せば、第9条第1項の解釈と申しますか、第9条第1項の精神に従って憲法を考えれば、海外派兵のようなことは自衛の限度を超

えて憲法上禁じられておるというのが政府の従来の考え方でございます。

○吉国政府委員 …某国で日本人の生命、身体、財産が危殆におちいっておる、これを保護するために自衛隊が派遣されるという、これは仮定でございますが、そういう例を考えました場合に、これも自衛隊の派遣の目的、態様によって答えが違ってくると思います。これが、自衛隊が武力行使を目的といたしましてその某国に派遣されて、武力行使して日本人の生命、身体、財産なりを保護するというようなことでございますならば、これはいつも申しております自衛権発動の要件にはずれると存じますので、言いかえますならば海外派兵と同じ意味になると思いますので、憲法上はできないことである。某国にあるわが国の国民の生命、身体、財産が危殆に瀕しておる、これが侵害されており、あるいは侵害される危険にさらされたという場合にも、まず国際法上自衛権の発動が許されるかどうかについて学問上賛否両論分かれておると存じますけれども、国際法の問題は別といたしましても、わが憲法上は許されないところであると思います。その外国の領域内にある、その国では外人でございます日本人の生命、身体、財産が侵害されたりあるいは侵害されそうになったという場合に、それは一般的に申しまして我が国に対する武力攻撃というには当たらないと思います。また、他国の領域内にある、その国では外国人である日本人の生命、身体、財産の保護は、当該領域に施政を行っております國の当然の責務として行われるべきことであろうと思います。したがって、わが国としてはまず外交交渉によってその保護をはかるべきでございまして、これに対して自衛権発動の要件がないわけでございますから、武力行使等の手段によって保護をはかるというようなことは憲法上許されないところであるということでございます。

また、そういう武力行使というようなことではなくて、ほんとうに仮定の例でございますけれども、その某国における日本人の生命、身体が脅かされて避難をすること、どうせ海を渡ってくるわけでございますからどこかの港に集結しておる、その集結をした日本人をわが国まで輸送する輸送力が全く他に得られないというような場合に、そのような輸送手段として海上自衛隊の船舶が用いられるということになりますならば、これは全く武力行使を目的としたものではない、避難民を輸送するという全くの平和目的であるというふうに限定されますならば、これは憲法上第9条で問題になるような事柄ではあるまい。こういうようなことは憲法上は許されるだろう。ただ、自衛隊法上そういう責務は、現在防衛庁なり自衛隊なりの任務として規定されておりませんので、これは当然法律の手当ては要ると思いますけれども、憲法上の問題は生じないのでないのではないか。

要約して申し上げますならば、武力行使を目的としないわば警察的な手段をもって、平和的目的のために日本人の保護のために行動するという場合、端的な例はただいま申し上げましたような事例に当たると思いますけれども、そういう場合を無理に仮定をいたしますならば、憲法上問題はなかろう。しかし、他国にある日本人の生命、身体、財産を保護するために武力行使を目的として自衛隊を派遣されるということは、憲法上禁じられておるということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・10・28 対稻葉誠一・衆)

三について

3及び4 従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。したがって、このような海外派兵について将来の想定はない。

これに対し、いわゆる海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的をもたないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできないと考えている。…

(昭56・4・17 対檜崎弥之助・衆)

一について

我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではないことについては、政府が従来から一貫して明らかにしているところであるが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので一概にはいえない。

二について

日米安保条約第5条に規定する武力攻撃が発生した場合に、我が国が自衛権を行使することは当然予想されていることであるが、同条約は、この場合において我が国が自衛権の行使としての実力を行使することのできる地理的範囲について定めていない。

我が国が自衛権の行使としての実力を行使することのできる地理的範囲については、一についてで述べたとおりである。

(昭60・9・27 対森 清・衆)

三について

我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではなく、公海及び公空にも及び得るが、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

仮に、他国の領域における武力行動で、自衛権発動の三要件に該当するものがあ

るとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考える。この趣旨は、昭和31年2月29日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解〔編注：船田防衛庁長官答弁 115頁参照〕によって既に明らかにされているところである。

（国会答弁例）

〔衆・本会議 平10・11・30  
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（大森政輔君）　自衛隊の海外派兵についてのお尋ねでございますが、日本国憲法第9条のもとにおきましても、我が国を防衛するための必要最小限度の武力行使は禁止されていないところであります。それが現実に許されることは、我が国に対する急迫不正の侵害、すなわち武力攻撃が発生した場合において、これを排除するために他に適切な手段がなく、必要最小限度の実力の行使にとどまるときに限られると解しているところでございます。

いわゆる海外派兵とは、一般的に申しますと、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである、このように定義されているわけでございますが、このような海外派兵は、一般に、今述べました自衛のための必要最小限度を超えるものであり、許されない、従前から申し上げてきているところでございます。…

〔衆・平安特委 平27・5・27  
安倍内閣総理大臣答弁 対高村委員〕

○安倍内閣総理大臣　自衛隊が、武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘、すなわち、一般の方々が思い浮かべるような、敵を撃破するために大規模な空爆や砲撃を加えたり敵地に攻め入るような行為に参加することは決してないと昨年来委員会でも繰り返し申し上げてきたわけですが、これは海外派兵の一般的の禁止の典型例として申し上げているわけであります。

すなわち、政府は従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解している、こう申し上げてきているわけであります。政策論ではなくて、いわばまさに第三要件そのものに反していれば、これは憲法違反ということになるわけであります。この三要件そのものを法律に明記しているわけでありますから、当然法律違反にもなる、こういうことがあります。

このような従来からの考え方、新三要件のもと、集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらない。これは個別的自衛権でも変わらないわけでありますが、新三要件から論理的、必然的に導かれるものであります。

これは、私の意思や政策判断ではなくて、武力行使の目的を持ってそのような戦闘に参加することは明らかに、新三要件のうち第三要件に言う、必要最小限度の実力の行使に該当するとは考えられず、このような実力の行使が憲法上認められるとは考え

ていなかつてございます。

(同旨) 平26・7・14 衆・予算委 安倍内閣総理大臣答弁 (対北側委員)

〔衆・平安特委 平27・5・27  
横畠内閣法制局長官答弁 対岡田委員〕

○横畠政府特別補佐人 公海と他国領海の違いということでございますけれども、我が国の個別的自衛権の議論でございましたけれども、自衛権発動の活動の範囲というところについては、我が国領域に限らず、公海上まで及ぶということをるる答弁しております。

その上で、先ほどお答えしました海外派兵との関係におきまして、領海も他国の領域でございますので、他国の領域における活動については、やはり慎重な、例外的に認められる場合がありますけれども、慎重に行うべきというのが憲法において認められている武力行使の考え方でございます。

〔衆・平安特委 平27・6・10  
横畠内閣法制局長官答弁 対寺田委員〕

○横畠政府特別補佐人 当てはめであれば、柔軟にというか、変わりやすい、どうにでもなるんじやないかという御趣旨のお尋ねかと思ひますけれども、決して、決してそういうことではございませんで、海外派兵についてのこれまでの政府の答弁といいますのは、従前の自衛権発動の三要件の第三要件におきまして、必要最小限度ということの規範の中身がどういうふうに働くかということを御説明したものでございまして、今般の新三要件のもとにおきます一部限定された集団的自衛権というものも含むものでございますけれども、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の武力の行使ということで、第三要件はそのまま維持されるということでございますので、その適用の結果、つまり規範の内容の適用の結果としては同じことになるというふうに理解しております。

○横畠政府特別補佐人 海外派兵が一般に許されないとしてきただその考え方は、お示しの昭和47年見解の①及び②の基本的な論理から導き出されたものでございます。すなわち、昭和47年の政府の見解の①、②の基本的論理から、これまでの自衛権発動の三要件も出てきたものでございます。

また、今回の新三要件も同じ①、②の基本的な考え方から出てきたものでございまして、それは規範、まさに規範でございます。ということで、変わらないということでございまして、当てはめの問題ではございません。

(質問主意書・答弁書)

(平27・6・16 対中西健治・参)

従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三

要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考えてきており、この趣旨は、昭和31年2月29日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解によって既に明らかにされているところである。このような考え方は、御指摘の閣議決定でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。

お尋ねの三類型が憲法上許容される「武力の行使」に当たるか否かについては、類型によって判断されるものではなく、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

なお、新三要件を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点では個別具体的な活動を念頭には置いていない。

（国会提出資料）

＜個別的自衛権における「必要最小限度」と集団的自衛権における「必要最小限度」の相違点及び「新三要件」に該当する場合の外国領域における武力行使の可否＞

（衆・平安特委理事会提出 平27・6・18）

（内閣官房）

- 従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解している。
- このような従来からの考え方、「新三要件」の下、国際法上集団的自衛権を根拠とする「武力の行使」を行う場合であっても、全く変わらず、「新三要件」から論理必然的に導かれるものである。
- なお、「新三要件」を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点では個別具体的な活動を念頭には置いていない。

＜個別的自衛権における「必要最小限度」と集団的自衛権における「必要最小限度」の相違点及び「新三要件」に該当する場合の外国領域における武力行使の可否＞

（衆・平安特委理事会提出 平27・7・9）

（内閣官房）

- 従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解してきている。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力を行使するほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に、他国の領域において「武力の行使」に及ぶことは、「自衛権発動の三要件」

の第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるものという基本的な考え方を示したものである。

- このような従来からの考え方、「新三要件」の下で行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとしての「武力の行使」における対処の手段、様様、程度の問題として、そのまま当てはまるものと考えている。
- 第三要件にいう必要最小限度は、「新三要件」の下で集団的自衛権を行使する場合においても、我が国の存立を全うし、国民を守るために必要最小限度を意味し、これは、個別的自衛権を行使する場合と変わらない。
- なお、「新三要件」を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていない。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・30  
横畠内閣法制局長官答弁 対井上委員〕

- 横畠政府特別補佐人 …これまでの旧三要件におきましても必要最小限度という限定がございまして、それによって海外派兵は一般的に禁止されているというふうに解しております。

その条文上の根拠でございますけれども、自衛隊法の88条というのがございます。これは防衛出動を命ぜられた自衛隊の権限を規定している規定でございますけれども、88条第2項におきまして「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」という規定がございまして、これがまさにその必要最小限度を表している規定であるというふうに理解しております。先ほど大臣からお答え申し上げました対処法の3条4項、御指摘のありました3条4項のただし書きも同じ全く表現であるということで、その点が担保されていると理解しております。

〔参・予算委 平27・8・24  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

- 小川敏夫君 …では、アメリカではなくて韓国だったらどうするんですか。韓国に隣国が、地上軍がどっと侵入してきた、武力攻撃に入ってきた。もし仮に韓国が密接関係国だったら、入っている、現に起きているこの武力攻撃は地上軍がどっと侵入しているわけですよ、隣国から、それを排除するためには、自衛隊は韓国に行かなきやしようがないじゃないですか。法律上はそうなりますよね。どうですか、総理。

- 内閣総理大臣（安倍晋三君） 法律上はそうなりません。…

それはですね、それはこれから説明いたしますが、新三要件であります。新三要件をよく見ていただければこれは自明の理でございまして、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、こ

れを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、そして必要最小限度の実力行使にとどまるべきことと、こうあるわけでございます。

…先ほど、私は一般にと言った、一般にということと武力攻撃事態や存立危機事態がまさに別であるかのようにおっしゃったんですが、一般にの中に存立危機事態も武力攻撃事態ももちろんあります。これも含めた上において、言わば三要件の中に必要最小限度の実力行使にとどまるべきことと、こうあるんですから、これは存立危機事態であろうと武力攻撃事態であろうと同じことでありまして、これは憲法の要請によるわけであります。海外に自衛隊を武力行使を目的として派遣する海外派兵はこれを超えていくもの、一般に超えていくものであるから禁止されているということは変わりがないわけであります。

そこで、そこでですね、今回の我々の容認したものは、…存立危機武力攻撃を、これを排除するわけであります。存立危機武力攻撃を排除するということは、例えば、今、K国という名前を挙げられました。そうすると、AとKの関係において、それはA国の領土の中で行われている、あるいはK国の領土の中で行われているところに自衛隊を派遣するということは、これは今申し上げましたように、一般に禁じられている海外派兵に当たるわけでありますからできない。

さらにはですね、さらには、それはすなわち存立危機武力攻撃ではないと考え得るわけであります。それはまさに我が国の存立に関わるかどうかというそのもの、そして国民の生命や自由、幸福追求の権利が根底から覆されるということに関わってくるかどうかということの認定の中においては、今小川さんが挙げられたように、領土に自衛隊を送って、送って、その相手国をせん滅するために攻撃を加える、これは第三要件にももちろん、第三要件を超えていくわけでありますが、第一要件にも当てはまらないと、このように考えるところでございます。…

〔参・平安特委 平27・9・2  
中谷防衛大臣答弁 対又市委員〕

○國務大臣（中谷元君） 新三要件で言う第三要件ですね、これに言う必要最小限度というのは、武力の行使をする場合の対処の手段、態様、程度の問題を述べたものであります。これは我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するための必要最小限度でなければならない旨を述べたものでございます。そこで、第三要件に言う必要最小限度というのは、特に、いわゆる海外派兵は一般に許されないということも含めまして、旧三要件でも新三要件でも変わらないということでございます。

〔参・平安特委 平27・9・14  
横畠内閣法制局長官答弁 対山口委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） …新三要件の下で認められる武力の行使は、これまでどおり、自衛隊法第88条に規定された我が国防衛のための必要最小限度の武力の行使にとどまるものであり、他国防衛の権利として観念される国際法上の集団的自

衛権一般の行使を認めるものではなく、また、我が国防衛のための必要最小限度を超える、被害国を含めた他国にまで行って戦うなどといふいわゆる海外での武力の行使を認めることになるといったものではございません。

### ③ 例外的に他国の領域における武力の行使が許される場合に関する答弁

#### a 誘導弾等の発射基地に対する攻撃

- ※ 弾道ミサイルによる我が国に対する武力攻撃の発生については、3-B②(49頁) 参照
- ※ 我が国有事の場合の弾道ミサイル対処については、3-G③(134頁) 参照
- ※ 自衛隊法第82条の3に基づく弾道ミサイル等への対処については、7-H(334頁) 参照

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 島山内閣総理大臣答弁－船田防衛庁長官代読、船田防衛庁長官 答弁〕  
○船田国務大臣 …わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防御上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らないだろうという趣旨で申したのであります。…

以上が政府を代表して、総理大臣からの本問題についての答弁でございます。

○船田国務大臣 日本とアメリカとの間におきましては、国土の防衛につきまして安保条約〔編注〕のあることは御承知のとおりであります。ただいま御質問のような場合は、おそらく行政協定第24条〔編注〕の発動によりまして、共同作戦をしなければならぬというような場合になるかと存じます。従いまして、そういう場合において大作戦をするということは、わが国の自衛隊の力ではできませんし、また自衛の範囲内という問題から、これは問題が起ると思います。さような場合においては、おそらく米国の空軍の活動あるいは艦船の活動ということがあると思いますので、大体においてさような場合においては、いわゆる他に方法があるということになるかと存じます。

〔編注〕

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧） 〔昭27・4・28  
条約 第6号〕

第1条【合衆国軍の配備権・目的】平和条約及びこの条約の効力発生とともに、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国への安全に寄与するために使用することができる。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（旧） 〔昭27・4・28〕

第24条【敵対行為】日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威を生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。

〔衆・内閣委 昭34・3・19  
伊能防衛庁長官 答弁〕

○伊能国務大臣 …御承知のように設例として、国連の援助もなし、また日米安全保障条約もないというような、他に全く援助の手段がない、かような場合における憲法上の解釈の設例としてのお話でございますから、例を飛行機とか誘導弾とかいろいろなことでございますが、根本は法理上の問題、かように私どもは考えまして、誘導弾等による攻撃を受けて、これを防御する手段がほかに全然ないというような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るということは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。そういうような場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれております。しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起りがたいのであります。こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない、かように私どもは考えております。

〔衆・内閣委 昭48・6・26  
吉国内閣法制局長官 答弁〕

○吉国政府委員 …敵の基地をたたくことができるかどうかという問題。これは昭和

31年に、当時の船田防衛庁長官から答弁を申し上げた筋でございますが、自衛権の発動と申しますのは、わが国に対して急迫不正な侵害が行なわれて、これに対して他にこれを排除する手段がないという場合に、最小限度の範囲内においてその侵害を排除するために自衛権が発動できるのだという議論から発展をいたしまして、その侵害の手段といたしまして、わが国土に対して誘導弾等によって攻撃が行なわれたという場合に、その誘導弾の攻撃をそのままにしておいて、いわば坐して自滅を待つというような状態にならなければならないというのが憲法の趣旨とするところではないだろう、そのような攻撃を防ぐために、万やむを得ない場合には、先ほど申し上げました自衛権発動の三要件から申しましても、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとることは可能であろう、その手段の一つとして、誘導弾等による攻撃を防ぐために、他に手段がないと認められる限りは、誘導弾等の基地をたたくことも全く法理上の問題としては自衛権の範囲内に含まれて可能であるということを、昭和31年の2月29日に、本院の内閣委員会において当時の船田防衛庁長官から答弁をいたしております。その後、昭和34年3月19日にも、同じような答弁を伊能防衛庁長官からいたしております。…

〔衆・安保委 平17・5・12〕  
〔大野防衛庁長官 答弁〕

○大野國務大臣 …從来から…敵基地攻撃をどう考えるかという問題として議論されておりますが、我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その手段として我が国国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置をとること、…誘導弾等による攻撃を防御するのに他の手段がないと認められる限り、敵の誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛権の範囲に含まれられ、防衛出動が下令されている場合に自衛隊がかかる攻撃を行うことは可能である、これが從来からの見解でございます。

しかしながら、…日本の防衛の考え方、これは日米安全保障条約のもとにおいて、専守防衛を基本とする、こういうことであります。したがいまして、日米間でやはりそこに役割分担がある、私はこのように思います。

…我々としては、敵基地攻撃というのは、法理論的には今申し上げた意味で可能でありますけれども、敵基地攻撃を目的とした装備というのは考えておりませんし、そのような攻撃を目的とした長距離巡航ミサイルというようなものも考えておりません。…

〔参・決算委 平21・4・24〕  
〔浜田防衛大臣 答弁〕

○国務大臣（浜田靖一君） 政府としましては、從来から我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その手段として我が国国土に対して誘導弾等により攻撃が行われた場合には、そのような攻撃を防ぐに万やむを得ない必要最小限の措置をとること。例えば、誘導弾等による攻撃を防御するのにはかに手段がないと認められる限り、敵の誘

導弾等の基地をたたくことは、法理的にはこれは憲法が認める自衛権、自衛の範囲に含まれて可能であるということを、そういう考え方を示してきておるところでございます。

一方、現実的に自衛隊の装備体系の在り方としては、従来から敵基地攻撃を目的とした装備体系の保有を考えておりません。…

〔参・予算委 平22・3・23  
鳩山内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君） 敵地攻撃能力というものを持つことは、私は、それをすべて憲法違反だということではないと、これは昭和31年の鳩山内閣のときの見解でありまして、それはそのまま今日まで生きていると思っております。…

〔衆・安保委 平24・6・15  
森本防衛大臣 答弁〕

○森本国務大臣 我が国に対して今先生御指摘のような急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我が国土に対し、例えばミサイル攻撃が行われた場合、座して国家の自滅を待つというのは、決して憲法の趣旨とするところではないと私は考えます。

そういう場合には、そのような攻撃を防ぐため、万にやむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、このミサイル攻撃を防御するのに他に全く手段がないと認められる場合、この基地をたたくことは、国際法上からも、あるいは憲法解釈からも十分に認められるというふうに考えておる次第です。

他方、それではそういう能力を今持つのかということについては、今、我が国としてかような能力をすぐに装備体系の一つとして保有するということは考えておりませんし、この点については、従来から防衛省がその立場を明らかにしたところでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・1  
安倍内閣総理大臣答弁 対穀田委員〕

○安倍内閣総理大臣 既に中谷大臣が答弁をしておりますが、基本として、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない、こう考えています。

このような従来の考え方は、新三要件のもと集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらず、新三要件から法理必然的に導かれるものであります。

そこで、今、例として挙げられた敵基地攻撃でございますが、従来の考え方とは、法理上、つまり、これは法的な理屈の上ですね、法的な、純粹に理屈の上においては、新三要件のもとでも変わりはないわけでございます。

ただ、我が国は、敵基地攻撃を目的とした装備体系は保有をしていない、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定しない、していないということはまずはっきりと申し上げておきたい。

ましてや、個別の自衛権においてもその想定をしていないんですから、集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃することはそもそも想定していないということは申し上げておきたいと思います。

〔参・予算委 平27・8・24  
横畠内閣法制局長官答弁 対小川委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のとおりでございまして、我が国に対する武力攻撃が発生している場合でございますけれども、その場合ですら、我が国の安全を本当に確保しよう、十全に確保しようとするならば、まさにその攻撃国を攻撃する、あるいは他国を通ってくるならばその他国において攻撃するというようなことも、それは、我が国の安全を十全に確保しようとするならば軍事的には合理的あるいは適当という、国際法上は可能ということだったかもしれませんけれども、憲法上の制約というのがございまして、それはまさに、爆撃機が飛んでくるならば飛んできたものを撃ち落とせばいい、しかしながら、弾道弾、ミサイルですけれども、ミサイルが次々に我が国に到達するというようなときには、その発射基地をたたく以外に国民を守る方法が全くないと、そういう極めて例外的な場合に限っては、他国における武力の行使、自衛権の発動ということも排除はされない。

そういう意味で、極めて例外的な場合として、他国における武力の発動ということも否定はされないということをお答えしてきているわけでございます。

〔参・平安特委 平27・8・26  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 従来から、政府は、いわゆる海外派兵、すなわち、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないと述べてしております。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力の行使をするほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国の領域において武力の行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示したものであります。

その上で、政府は、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではあります。

このような考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置、すなわち、他国防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものである自衛の措置でございますけれども、その場合における武力の行使における対処の手段、態様、程度の問題として、そのまま当てはまると考えております。

○大塚耕平君 …ここで存立危機武力攻撃を排除するに当たってどう対応するのかということが定められているわけでありますけれども、法制局長官にもう一回、過去に御答弁いただいていることを確認させてほしいんですが、策源地攻撃能力、敵地と言つてもいいと思いますが、敵地ないしは敵基地攻撃能力は日本は持たないという御答弁を過去にしておられると思いますが、それでよろしいですね。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理上の問題でなくて、政策としてそのようにお答えしている場面があると思います。

（国会提出資料）

＜事態対処法をこのまま施行した場合、同法第3条第4項の存立危機武力攻撃排除義務を果たせない事態が生じるかもしれないこと（策源地攻撃をしなければ存立危機事態を終結させることができない一方、我が国は策源地攻撃能力を有していないため。）から、どのように対処するのかについて＞

（参・平安特委理事会提出 平27・9・4）

（内閣官房）

- 1 事態対処法改正案第3条第4項において存立危機事態の「速やかな終結を図らなければならない」とされているのは、「新三要件」の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」により存立危機武力攻撃を排除しつつ、外交上の措置など「武力の行使」以外のあらゆる努力を行うことによることを意味している。
- 2 そもそも、従来から、武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、誘導弾等の基地をたたくなどの他の国領域における武力行動で「自衛権発動の三要件」に該当するものがあれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないとしてきている。その上で、我が国は、敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは想定していない。

これまで、「自衛権発動の三要件」の下においては、第三要件の自衛のための必要最小限度を超えてはならないことに関しては、防衛出動時の武力行使の権限を規定した自衛隊法第88条第2項において、「武力行使に際しては、…事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」と規定するとともに、事態対処法第3条第3項において、「武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」と規定し、法文上も明確に担保されてきた。

- 3 2で示した考え方、「新三要件」の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。その上で、個別的自衛権の行使としても敵基地攻撃することは想定していない中で、ましてや、我が国に対する武力攻撃が発生していない状況の下で限定的な集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは、そもそも想定していない。

「新三要件」の下において、第三要件の自衛のための必要最小限度を超えてはならないことに関する事態については、存立危機事態については、自衛隊法第88条第2項をそのまま維持するとともに、事態対処法改正案第3条第4項において、「存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」との規定を設けており、引き続き、法文上、明確に担保している。

## b 他国の領域における機雷の掃海

- ※ ホルムズ海峡における機雷の事例（存立危機事態）については、3-D③c（85頁）参照
- ※ 自衛隊法第84条の2に基づく遺棄機雷等の除去（掃海）については、7-G（30頁）参照

（国会答弁例）

〔衆・平安特委 平27・6・1  
安倍内閣総理大臣答弁 対岩屋委員〕

○安倍内閣総理大臣 武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、新三要件にある第三要件に照らして、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことに照らして、自衛隊のまさに必要最小限度を超えるものであって、憲法上、一般に許されないと解しています。

ここで一般にと申し上げましたのは、旧三要件の中におきましても、個別的自衛権においても一般に海外派兵は許されませんねということを申し上げておりました。この一般というのは同じ意味で使っているわけでありますが、完全に全部だということではないわけでありまして、これはほとんどそうですねという、ほとんどが大体該当しますねと。しかし、これは安全保障のことにかかわるわけでありますから、その中にはやはり例外を全く排除はしていないということでありまして、これは今まで一貫しているわけであります。

その中において、まさに例外的な、例外としての例として、ホルムズ海峡において機雷によって封鎖された場合、これは8割の石油、ガスの多くがここからしかやってこない… ただ、停戦合意が、国際法的に見てなされていない、完全になされていない、両国が調印はしていない、しかし、今もう大体、事実上停戦合意に向けてお互いが話し合い始めていますねという状況というのは、よくこれは起こり得る可能性も排除できないわけでございます。…

そこで、排除する上においては、まさに事実上、戦闘行為が行われていない。そもそも…掃海艇には機雷掃海のための機関銃以外ないわけでありまして、いわば自己防護のための武器というのは機雷掃海のための機関銃しかない。木やプラスチックでできている。静穏な状況でなければそれはなかなかできないという状況の中で派遣されるわけであります。

よって、いわば海中の危険物を取り除く、まさに受動的、制限的な行為であることから、必要最小限度の中のこれは実力行使になる可能性もあるということでございまして、そして、それ以外は今我々の念頭にはないということは、繰り返し申し上げておるとおりでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・26  
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○岡田委員 …私がお聞きしたいのは、この第一要件、今言ったような国民の生死にかかるような深刻、重大な影響が生じている場合に、もし波静かでなかつたらどうなんですか。波静かでなくて、まだ戦闘が時々起きているような状況。そのときの必要最小限というのは、必要最小限を満たしていないということじゃなくて、第一要件がもう既に起きているわけですから、それを排除するための第三要件ということで、必要最小限度のそいつた排除行動、戦闘行為の排除行動もしながら機雷を除去するということも憲法上は可能である、この新三要件のもとで可能である。そういう考え方でよろしいですね、法制局長官。

○横畠政府特別補佐人 いわゆるホルムズ海峡の機雷の問題でございますけれども、どのような状況を私自身として考えているかといいますと、まず、そのような機雷の敷設というのが、我が国に対する武力攻撃の意図があるならば、それはまさに我が国に対する武力攻撃そのものになり得るんだというのが前提でございます。もしそうであるとするならば、それを放置するのであればまさに国民の生死にかかるような深刻、重大な被害が生じて、他に手段がなく、まさに座して自滅を待つということになるのであれば、それは他国の領海に敷設されたものであるとしても、これまで申し上げている誘導弾等の基地をたたく場合と同じことになるということで、個別的自衛権の発動によってその機雷を処理するということはあり得るだろう。

ただし、あくまでも必要最小限ということでございまして、いわゆる海外派兵をしないという原則がありますので、本格的な戦闘まで及ぶということは、個別的自衛権の場合でもそこまではできないという解釈をしているわけでございます。そのことは、まさに自国を守るために限定した今般の集団的自衛権というものを行使する場合も同様であろうということを申し上げているわけでございます。

○岡田委員 いや、長官、ごまかさないでくださいよ。私、個別的自衛権の話は全くしていませんから。

今まで政府が御説明になっている集団的自衛権行使のとき、つまりホルムズ海峡に機雷がばらまかれた、それは別に日本をターゲットにしたものではない、しかし日本のタンカーが現実に通れない、そういう状況のもとでそれを排除することはできる。それは波静かなときにできるということは今までるる説明されていますが、波静かでなくとも、実際やるかどうかは別ですよ、しかし憲法上はできるというような答えじゃないですか。ごまかさないでくださいよ。

総理も今までの答弁の中でそういうことは言っておられますよ。戦闘行為が行われ

る中では事実上オペレーションできない、事実上できないとおっしゃっているんですね。これは憲法の問題ではなくて、憲法との関係ではなく政策的な判断であると、5月27日、松野さんの質問に対してお答えになっています。

つまり、憲法上は可能なんです。政策的にやるかどうかは別です。法制局長官、どうですか。個別的自衛権の話じゃないですからね。

○横畠政府特別補佐人 今パネルでお示しいただいています第三要件の必要最小限度といいますのは、先ほどお答えしたとおり、新三要件のもとにおきましても我が国を守るため、国民を守るための必要最小限度ということで、個別的自衛権を発動する場合と変わらないのでございます。

すなわち、先ほどホルムズ海峡の機雷の例を我が国に対する武力攻撃と認定できる場合には個別的自衛権を発動すると申し上げましたけれども、その認定ができないときでも、実際に我が国に対する武力攻撃が発生した場合とまさに同様な深刻、重大な被害が生じている、そういう状況なのでございます。そのときには、国際法上は集団的自衛権と言われるものでございますけれども、一定の必要最小限度の武力の行使というのがあり得るということを申し上げているわけでございます。

そこで、その必要最小限ということでございますけれども、我が国が武力攻撃を受けているときですら、まさに本格的な戦闘まではいたしません、他国の領域に入っていくのは例外中の例外で、まさに他に手段がない、本当に他に手段がないという場合に限るんだということを申し上げているわけでございまして、そのことは、自国防衛にまさに限るというこの新三要件のもとでの、いわゆる国際法上は集団的自衛権の行使として正当化される武力の行使であっても、全く同じであるということを申し上げているわけでございます。

（同旨） 平27・5・28 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁（対辻元委員）

〔衆・平安特委 平27・7・3  
横畠内閣法制局長官答弁 対枝野委員〕

○横畠政府特別補佐人 …従来から、政府は、いわゆる海外派兵、すなわち、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないと述べてきております。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力を行使するほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国の領域において武力の行使に及ぶことは第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示しているものでございます。

その上で、政府は、その例外として、従前から、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論と

してはそのような行動をとることが許されないわけではないとしてきており、この趣旨は、昭和31年2月29日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解〔編注：船田防衛庁長官答弁 115頁参照〕によって既に明らかにされているところでございます。

このような考え方は、新三要件のもとで行われる自衛の措置、すなわち、他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとしての武力の行使における対処の手段、態様、程度の問題として、そのまま当てはまると考えております。別の言い方をすれば、集団的自衛権の行使と言つて一般に考えられるような、他国まで出かけていって戦う、そういうことは、やはり許されないということでございます。これが前提でございます。

その上で、今般想定している機雷の掃海については、政府としてるお答えしているとおり、事実上の戦闘が終了した状況のもとで、民間の船舶の航行の安全を確保するためのものであり、法的には武力の行使に当たる場合であったとしても、まさに人の殺傷を行うものではなく物の破壊にとどまり、実質的に危険物処理に相当するような行為であります。

新三要件を満たしているということが前提でございますので、その敷設された機雷は、それを放置したのでは国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害が生じてしまう、その危険が明らかである、そのような状況であるということでございますので、その機雷自体が、国民の生死にかかわるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶そのものであり、一旦敷設されればそこにとどまり続け、これによる被害は将来にわたって続き、かつ日々拡大していくという性質のものでございますから、できる限り早くこれを除去する必要性は高く、また、これが敷設されている場所まで行かなければこれが除去できないという特質がございます。そのようなことを考えますと、第二要件及び第三要件を満たす可能性はあるのではないかということを申し上げているわけでございます。

（同旨） 平27・5・27 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁（対岡田委員）

〔衆・平安特委 平27・7・3  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○枝野委員 …機雷がまかれたのを取り除きに行ける状況ならば、そう遠からず取り除けますねという話だけれども、その地域を、外国の軍隊が制海権を押さえているという状況だったら、それはいつまで押さえ続けているかわからない、2年も、3年も、5年も、10年も、ホルムズ海峡から石油が通つてこない可能性があるんですよ。そうした場合は、必要最小限に当たらないですか。

○安倍内閣総理大臣 これは既にお答えをさせていただいておりますが、いわば、制海権や制空権を取り戻すために大規模な空爆あるいは地上におけるせん滅的な攻撃を行うということは、これは三要件を満たすものではない、こう考えているわけであり

ます。いざれにいたしましても、これは必要最小限度を超えていくということになる、いわば外国に出かけていって空爆を行う…砲撃を加えたり空爆を加える、あるいは撃破するために地上軍を送ってせん滅戦を行うということは、これはまさに必要最小限度を超えるのは明確であり、一般に禁止されている海外派兵に当たる。

いわば、機雷の掃海ということは、これはまさに制限的、限定的な行使であることから必要最小限度内にとどまる、こう考えているわけであります。

ちなみに、現在、航空優勢と海上優勢についてでございますが、長期間にわたって、国際的な状況の中で、ある国がホルムズ海峡を数年にもわたって航空優勢あるいは海上優勢を維持し得るということは、これはあり得ない、常識的にはそのように考えております。近代戦においてはそれは考えられないであろう、このように思います。

〔衆・平安特委 平27・7・10  
安倍内閣総理大臣答弁 対穀田委員〕

○安倍内閣総理大臣 機雷の除去にもいろいろあるわけでありまして、いわば機雷を敷設して軍艦が進入するのを防ぐ場合、例えば、米国は、その機雷を除去して、さらにその後、戦闘行為に入っていくということを考え、それはまさに能動的に機雷を除去して、さらに相手を撃破していくということはあり得るでしょう。

しかし、他方、ホルムズ海峡の例しか私は念頭にないと申し上げましたのは、ここに、海峡に敷設をしたということはどういうことか。しかし、それに対しての我々の掃海を行うことのできる条件というのは、事実上の、事実上の停戦合意がなされている、しかし、国際法上は、停戦合意がなされていなければ、武力の行使、集団的自衛権の行使とみなされるから、その中においてこれを除去する上においては集団的自衛権の行使に当たるけれども、しかし、これは事実上の停戦が行われている中において我々の自衛隊の掃海部隊は、これはまさに掃海を行う上において、戦闘行為が行われていないところにおいて黙々と事実上危険物である機雷を処理していくということである、これはまさに受動的、制限的であろうということを述べているわけであります。

そこで、しかし、ここから石油そしてガス等々が入ってこなければ、これは相当の被害をこうむる、経済的な被害だけではなくて人的な被害をこうむる可能性もあるということを我々は述べているわけでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・8・28 対藤末健三・参)

三及び十一について

いわゆる「海外派兵」についての政府の考え方は一、二及び十について述べたとおりであるが、ホルムズ海峡に機雷が敷設された状況が、存立危機事態として認定されること、すなわち、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であることを前提とするならば、

(一) 敷設された機雷は、それ自体がまさに国民の生死にかかわるような深刻、重大

な被害を及ぼしている元凶であり、一旦敷設されればその場所にとどまり、将来にわたくて被害を継続させ拡大させていく性質を有していることから、できる限り早くこれを除去する必要性が高いこと

(二) 機雷の除去は、これが敷設された場所にまで行かなければできないことから、機雷の掃海は各国が協力して実施することが通例であるとしても、我が国の機雷掃海の能力が高いという現実も踏まえれば、現に機雷が敷設されている状況が続く限り、我が国の存立を全うし、国民の命を守るために、当該機雷を一刻も早く除去するために我が国が掃海活動を行うことが、新三要件の第二要件及び第三要件を満たすことは当然にある。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・9・14  
安倍内閣総理大臣答弁 対山口委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は武力の行使に当たり得るわけですが、政府が想定しているホルムズ海峡における機雷掃海については、機雷が敷設された後、事実上の停戦状態となり、戦闘行為はもはや行われていないが正式停戦が行われず、遺棄機雷とは認められないようなケースでございます。機雷の掃海はその性質上、あくまでも受動的かつ限定的な行為であり、外国の領域で行うものであっても新三要件を満たすことがありますと想定しています。

このように、ホルムズ海峡における機雷掃海は新三要件に該当する場合もあり得るものであります、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません。

〔参・平安特委 平27・9・14  
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○福島みずほ君 …海外の他国の領域で武力行使ができるのはホルムズ海峡の機雷除去だけですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 念頭にあるのは、従来から答弁を積み重ねてきている、再三答弁をしておりますように、念頭にあるのは、ホルムズ海峡における機雷の敷設の除去で、除去のみでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・9・29 対藤末健三・参)

一及び二について

他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷を除去する行為は、「武力の行使」に当たり得るが、政府が想定しているホルムズ海峡における機雷掃海の事例は、機雷が敷設された後、事実上の停戦状態となり、戦闘行為はもはや行われていないが、正式停戦が行われず、遺棄機雷とは認められないようなケースである。

ホルムズ海峡は、我が国が輸入する原油の約8割、天然ガスの約3割が通過する、エネルギー安全保障の観点から極めて重要な輸送経路であり、仮に、ここに機雷が敷設された場合には、我が国に深刻なエネルギー危機が発生するおそれがあり、エネルギー源の供給が滞ることによって、単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起こるなど、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況、すなわち存立危機事態に該当する場合もあり得ると考えられる。ホルムズ海峡に機雷が敷設された状況が存立危機事態として認定されることを前提とするならば、敷設された機雷は、それ自体が正に国民の生死に関わるような深刻、重大な被害を及ぼしている元凶であり、一旦敷設されればその場所にとどまり、将来にわたって被害を継続させ拡大させていく性質を有していることからできる限り早くこれを除去する必要性が高いこと及び機雷の除去は、これが敷設された場所にまで行かなければできないことから、当該機雷の掃海は、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示しし、平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号ロに明記されている「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）を満たすことがあり得ると考えている。

このようにホルムズ海峡における機雷掃海の事例は新三要件に該当する場合もあり得るものであるが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではない。

特定の国がホルムズ海峡に機雷を敷設することを想定しているわけではないが、ホルムズ海峡を擁する中東地域においても安全保障環境がますます厳しさと不透明性を増す中で、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に万全の備えを整備しておくことが必要であると考えている。

### 3-G 我が国有事の場合における自衛の措置としての船舶の防護等

(1) 我が国有事の場合において、我が国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受けたときに、自衛隊が我が国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除することは、我が国に対する武力攻撃から我が国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、これは我が国の自衛の範囲のものである。

(2) シーレーン防衛とは、一般的には、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、その武力攻撃から海上交通の安全を確保することを指すが、このようなシーレーン防衛の一環として、我が国が公海上において我が国の船舶に対する武力攻撃を排除すること及び我が国に対する武力攻撃を排除するため又は国民の生存を確保するため必要不可欠な物資を我が国に輸送する外国の船舶に対する武力攻撃を排除することは、それが我が国を防衛するため必要最小限度のものである以上、憲法の許容するところであると考える。

## ① 共同対処米艦の防護に関する答弁

※ 来援米艦への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手に当たる場合については、3-B③（51頁）参照

※ 我が国に対するミサイル攻撃等に対処する米艦の事例については、3-D③a（76頁）参照

（国会答弁例）

〔衆・予算委 昭58・2・4  
中曾根内閣総理大臣答弁 対矢野委員〕

○中曾根内閣総理大臣 …日本が侵略された場合に、日本防衛の目的を持ってアメリカの艦船が日本救援に駆けつける、そういう場合に、それが阻害された場合に、日本の自衛隊、自衛艦というようなものがそれを救出する、そういうことは自衛の範囲内に入るのではないかと、私の感触は持っております。

〔衆・予算委 昭58・2・5  
中曾根内閣総理大臣・角田内閣法制局長官答弁 対矢野委員〕

○中曾根内閣総理大臣 …日本が武力攻撃を受けた場合に、日本を救援、来援するアメリカの艦船等に対しまして、その日本に対する救援活動が阻害されるという場合に、日本側がこれを救い出す、こういうことは、領海においても公海においても、これは憲法に違反しない個別的自衛権の範囲内である。ただ、その場合、これはケース・バイ・ケースで考えなければならぬ余地がございまして、たとえば日本から非常に離れた遠いところにある場合、あるいは日本の近海にある場合、あるいはそのときの日本の武力攻撃に対する様相がどういう情勢になっているか、そういうようなさまざまな条件はあると思います。しかし、原則として、ただいま申し上げましたことは、私は、個別的自衛権の範囲内のことである、そして日本防衛のためにそれが行われるならば、それは憲法上差し支えないことであると考えております。

○角田（禮）政府委員 まず、原則を申し上げますが、わが国に対する武力攻撃があった場合に、自衛艦が、わが国を防衛するため必要な限度内すなわち個別的自衛権の範囲内において、米艦船と共同対処行動をとることができるということは、従来から申し上げているとおりであります。

次に、その具体的な態様は、ただいま総理からもお答えがありました、個々の状況に応じて異なりますので、一概には申しがたいと思いますが、昨日の総理の答弁は、日本の救援のために日本の近くまで来た、これを「駆けつけた」と言われたと思いますが、アメリカの艦船がそういう場合に相手国から攻撃を受けた、それを総理は「阻害された」というふうに言われたと思います。そういう場合に、自衛隊がわが国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除する、これを総理は「救出する」と言われたと思いますが、そういうことは、わが国に対する武力攻撃からわが国

を防衛するため必要な限度内と認められるから、わが国の自衛の範囲内にあろうということを言われたのだと思います。そういう意味では、集団的自衛権の行使につながるというような例を想定されて言われたものではないというふうに私どもは承知しております。

〔衆・予算委 昭58・3・8  
谷川防衛庁長官・中曾根内閣総理大臣答弁 対坂井委員〕

○谷川国務大臣 従来、公海上における米艦艇の防御につきましては、わが国の自衛のためということを強調するため、わが国の自衛のための行動の結果として米艦艇を守ることになると述べたこともございますが、これは、わが国が自衛の目的以外の場合については米艦艇を守れないという趣旨を述べたものでございまして、総理が御答弁なさいましたことは、わが国に対する武力攻撃があった場合に、自衛隊がわが国を防衛するため必要限度内、すなわち個別の自衛権の範囲内において米軍と共同対処行動をとることができるとの従来からの基本的見解を踏まえつつ、日本が侵略された場合に、わが国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受けたときに、自衛隊がわが国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除することは、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、これはわが国の自衛の範囲内に入るであろう、こうお述べになったわけでございます。

○中曾根内閣総理大臣 いま防衛庁長官が答弁しましたことは、私の考え方を敷衍して申し述べましたことで、私の答弁といたします。これが政府の考え方であります。

〔参・予算委 平15・3・14  
秋山内閣法制局長官答弁 対泉委員〕

○政府特別補佐人（秋山收君） …我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、…我が国を防衛するために行動しているアメリカの艦船等が攻撃を受けたときに、自衛隊がその攻撃を排除することは、それが我が国に対する武力攻撃から我が国を防衛するための必要な限度での実力行使にとどまるものである限り、あくまでも個別の自衛権の行使として許されると解しておりますが、集団的自衛権に基づき許されると解しているわけではございません。

〔参・予算委 平18・10・11  
安倍内閣総理大臣答弁 対舛添委員〕

○安倍内閣総理大臣 …日本の艦艇と米国の艦艇、これがもし米国の艦艇が攻撃をされたのが我が国の領海であれば、これは我が国に対する事態でありますから共同対処をします。しかし、これが公海である場合は、これはなかなか判断が分かれる。根本から絶対にそれはできないということを今までの法制局も言っていないわけであります、それは非常に厳密に峻別されます。もちろん、我が国に対する事態が起つた後であれば、公海において米艦が攻撃をされた場合は我が国に対する事態としての

個別の自衛権の延長線上で行きます。…

〔参・外交防衛委 平26・4・1  
小松内閣法制局長官答弁 対小野委員〕

○小松政府委員 …日本の領域自体に武力攻撃が行われた場合に安保条約5条に基づきまして我が国に来援する米軍、これがまだ我が国の領域の外にとどまっている場合であっても、これに対する攻撃を撃退するということは個別の自衛権の範囲内であるということを御答弁申し上げております、これは昭和58年3月8日衆議院予算委員会におきまして、公明党の坂井弘一議員の質問に対しまして谷川当時の防衛庁長官が、「日本が侵略された場合に、わが国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受けたときに、自衛隊がわが国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除することは、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、これはわが国の自衛の範囲内に入るであろう、」と、こうお述べになったわけでございます。

これを受けまして、中曾根当時の内閣総理大臣から、「いま防衛庁長官が答弁しましたことは、私の考えを敷衍して申し述べましたことで、私の答弁といたします。これが政府の考え方であります。」と答弁しております。

〔衆・安全保障委 平26・4・8  
小野寺防衛大臣答弁 対大熊委員〕

○小野寺国務大臣 御指摘の、昭和58年、これは谷川防衛庁長官の答弁だと思いますが、公海上における米艦防護について、我が国に対する武力攻撃があった場合において、我が国を防衛するために行動している米艦艇が攻撃を受けたとき、自衛隊が共同対処行動の一環として米艦艇に対する攻撃を排除することは、個別の自衛権の範囲内として認められる旨を答弁されたというふうに承知しています。

前提は、我が国に対する武力攻撃があった場合ということだと思います。

## ② シーレーン防衛に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭57・2・23  
塩田防衛庁防衛局長 答弁〕

○塩田政府委員 私たちがシーレーンの防衛と言います場合は、まず基本的な考え方としましては、最後に言わされました組織的、計画的な日本に対する攻撃という中でシーレーンの防衛を考えているわけでございますが、いまその前におっしゃいましたたとえば海賊的なものあるいはゲリラ的なもの、これは実態がどういうものかなかなかつかみにくいわけでございますが、まだ、いわゆる平時の時点においてそういうものがあった場合にはどうするかということにつきましては、第一義的には海上保安庁の任務になろうかと思います。その間に82条によりまして海上警備行動が発令される。

海上保安庁だけでは手に負えないといいますか、そういう状況のときに82条が発動されるという事態は考えられます。そういう意味でならば平時におきます海上警備行動によるところの海上交通路の保護ということもあり得ますけれども、通常私どもがシーレーンの防衛と言っておりますものは、最初に申し上げました組織的、計画的な武力侵攻によるところの海上交通の破壊に対する保護ということを考えておるものでございます。

〔参・予算委 昭58・3・15  
谷川防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（谷川和穂君） 見解を取りまとめましたので、ここでこの見解について御報告を申し上げさせていただきたいと存じます。

有事における海上交通の安全確保と外国船舶について

- 1 わが国が、有事の際国民の生存を維持していくためには、わが国の生命線とも言える海上交通の安全が確保されることはきわめて重要なことである。  
また、有事の際における継戦能力の保持という観点からも、海上交通の安全確保はきわめて重要なことである。
- 2 自衛隊が行う海上交通の安全確保は、わが国の防衛に必要な限度内、すなわち個別的自衛権の範囲内で行うものであり、集団的自衛権を行使することは憲法上許されていない。
- 3 國際法上、公海において船舶が攻撃を受けた場合、個別的自衛権の行使として、その攻撃を排除し得る立場にあるのは、原則として当該船舶の旗国である。したがって、わが国は、公海において外国船舶が攻撃を受けた場合に、当該船舶がわが国向けの物資を輸送していることのみを理由として、自衛権を行使することはできない。  
4 (1) わが国に対する武力攻撃が発生して、わが国が自衛権を行使し、その一環として海上交通の安全確保に当たっている場合に、外国船舶がわが国向けの物資の輸送にどの程度従事することとなるか不明であり、どのような外国船舶がいかなる状況において攻撃を受けるかをあらかじめ想定することは困難である。  
(2) しかし、理論上の問題として言えば、わが国に対する武力攻撃が発生し、わが国が自衛権を行使している場合において、わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加えるという可能性を否定することはできない。そのような事態が発生した場合において、たとえば、その物資が、わが国に対する武力攻撃を排除するため、あるいはわが国民の生存を確保するため必要不可欠な物資であるとすれば、自衛隊が、わが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するため必要最小限度のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれるものと考える。
- 5 いずれにせよ、事態の様相は千差万別であるので、わが国の自衛権行使の態様に

については、そのときどきの情勢に応じ、個別に判断せざるを得ないものと考える。以上でございます。

(質問主意書・答弁書)

(昭60・11・5 対秦 豊・参)

十三について

我が国は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度の海域において、自衛の範囲内で海上交通の安全を確保し得ることを目標に、海上防衛力を整備している。

この場合の周辺数百海里の海域としては、太平洋、東シナ海、日本海、オホーツク海を対象に考えているが、もとより、他国の領海は含まない。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭61・2・6  
加藤防衛庁長官・中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○矢野委員 …いわゆるシーレーン水域で特定国によって意図的、組織的、計画的に、多発的に日本船舶が攻撃されておる、かつまた引き続き攻撃される状況があると考えられる、こういう前提でございますが、防衛出動は下命されるかどうか。あるいは安保条約に基づく米軍の来援ということはあるのかどうか。

…アメリカがシーレーン防衛に来援途上で、シーレーンの水域もしくはその周辺水域にあるときに、そのアメリカ軍に特定国から攻撃がある。…以上の問題についてお答えください。

○加藤国務大臣 …いわゆるシーレーンで、我が国有事でございますから防衛出動は可能であります。

それから米軍が来援するかということは、これはいわゆる公海と前提いたします、シーレーンでございますので。…そうした場合には、いわゆる日本の施政権下ではございませんので、そうしますと、当然ながら安保条約第5条によりますアメリカの義務的な防衛出動にはなりません。第4条によりまして隨時協議という項目がありますが、我が国はアメリカと我が国の安全の問題について協議をすることになっておりますので、それに基づいて協議し、私たちの方から来援をお願いするというケースがあろうと思います。これはアメリカの判断でございますけれども、私たちは来援していただけるものと期待しております。ただ義務的なものではございません。

…それからアメリカがそれを出動してきて、その過程の中で攻撃された場合は、先ほどの日本の施政権下の地域の有事の場合と同様に考えてイエス。我々は米艦護衛を個別の自衛権の範囲内で行い得るものだと思います。

○加藤国務大臣 …極東も有事だしシーレーンも有事で、日本が攻撃されているというときに、アメリカの船舶、特にいろんな空母なんかが来て、シーレーンの近辺等やなんかで攻撃を受けた場合どうするかという問題でございますが、ここはシビアに二

つに考えておかなければいけないと思います。極東のほかの地域の防衛のために行動しているケースであれば、私たち自衛隊が個別自衛権の発動として支援することはあってはならないことだと思います。その船が日本を助けるために、日本に支援するために来、そして行動しているという場合には、当然のことながら先ほどの米艦護衛の論理が適用されるものであろうと思います。

○中曾根内閣総理大臣 …念のために申し上げれば日本防衛の目的のためにと、シーレーンというものがある場合でも、それは日本防衛の目的のために役立っているシーレーンであり、シーレーンというものが仮に航路帯である、そういうふうに考えた場合におきましても、それはたまたまそこに船がいるというのじやなくて、日本が有事であって侵略されている、そういう状態のもとに、継戦能力をふやすとか、防衛力を全うするとか、そういうために救援に駆けつけるとか、そのために必要ないいろいろな物資を日本へ持ってくる船舶を守るとか、そういう日本防衛のためにというものはもちろん前提でついておる。これは個別的自衛権の範囲内だ、そういうふうに解釈しておるわけです。

### ③ 我が国有事の場合の弾道ミサイル対処に関する答弁

- ※ 弾道ミサイルによる我が国に対する武力攻撃の発生については、3-B② (49頁) 参照
- ※ 誘導弾等の発射基地に対する攻撃については、3-F③a (115頁) 参照
- ※ 自衛隊法第82条の3に基づく弾道ミサイル等への対処については、7-H (334頁) 参照

(国会答弁例)

〔衆・安保委 平15・3・27  
石破防衛庁長官 答弁〕

○小林（憲）委員 …弾道ミサイルが現時点で我が国へ向けて発射された場合には、どのような対応を自衛隊はとるのでしょうか。…

○石破国務大臣 …それが、我が国に対する武力の行使、もっと正確に申し上げれば、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使ということであれば、これは防衛出動をもって対応することになります。そして、防衛出動というものは別に被害が発生してからでなければ下令できないわけではございませんで、これは、おそれの段階でも下令をすることはできます。

(内閣官房長官談話)

○弾道ミサイル防衛システムの整備等について

(平15・12・19 福田内閣官房長官談話)

1～3 (略)

4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るた

めの純粹に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。

5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることがないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。(以下略)

(国会答弁例)

〔参・本会議 平16・1・22  
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) …同システム [編注: 弾道ミサイル防衛システム] はあくまでも我が国を防衛することを目的とし、我が国の主体的判断に基づいて運用し、他国の防衛のために用いられることがないことが確保できるものであり、集団的自衛権の問題は生じないと考えております。…

〔衆・テロ・イラク特委 平18・12・20  
山本内閣法制局第一部長 答弁〕

○山本政府参考人 …ちょっと問題を整理して、一般論として御説明したいと思うんですけれども、我が国に飛来する蓋然性のない、他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが他国に対する武力攻撃である場合には、我が国がそれを途中で撃墜するということは、自衛権行使の三要件に該当しないために、憲法上の問題を生じ得ることになるということでございますが、我が国に飛来する相当の蓋然性があつて自衛権行使の三要件を満たすという場合には、これは我が国の自衛権の行使として認められるというふうに解釈しております。

〔衆・安保委 平19・5・18  
久間防衛大臣 答弁〕

○前原委員 …北朝鮮がアメリカに対して撃つというもの [編注: 弾道ミサイル] については、日本はしっかりと集団的自衛権の行使もして撃ち落としますということを常日ごろ言っているということになれば、これは、私は核の傘がちゃんと穴があいていざに差す可能性というのは出てくると思うんですね。つまりは、その分、シートルやロサンゼルスに核ミサイルが飛んでくる可能性というのは減るわけで、そうすると、日本に対しての攻撃をみずからものとみなしてアメリカが報復をしてくれる可能性もふえる、100%じゃないですよ、ふえる可能性は出てくるんではないかと思うわけです。

そうなったときには、集団的自衛権の行使を行うということは、北朝鮮の日本に対するミサイル攻撃の抑止にもつながるし、そして、アメリカが核の傘を本当に差しか

けてくれる可能性というのも出てくると私は思っています。

首をかしげておられますが、どうぞ、御意見をおっしゃってください。

○久間国務大臣 日本に対する攻撃をしないで先にアメリカに対して攻撃をするということが、一体今の先生のロジックでどう出てくるのか…（前原委員「いや、日本に対して攻撃をした後ですよ、先に…」と呼ぶ）いや、した後なら問題ないんです。した後だったら、それはもう共同対処ですから、集団的自衛権の話じゃないんですよ、防衛出動の延長線として日米安保条約に基づいて一緒に戦うような形ですから。…

○前原委員 …今の答弁で気になったことが幾つかあります。一つは、日本に対して先に攻撃をする、そして、日本が例えば防衛出動を発令する、その後に北朝鮮が例えばアメリカに対してミサイルを撃って、それをインター셉トするのは、これは個別的自衛権ですか。集団的自衛権じゃないですか。

○久間国務大臣 私は個別的自衛権とか集団的自衛権という言葉自体が余り好きでないでの、そういうのは憲法にも書いていないわけですから。

そういうときは、要するに、我が国の自衛権の発動として、我が国が武力攻撃されておって、それで我が国と同盟関係にあるアメリカに対する攻撃が始まつたら、それはもう我が国も、援護してくれるアメリカがつぶれたら我が国が危ないんですから、それは我が国の自衛権発動の一過程として当然考えていいと思いますよ。…